

いわき市子ども・子育て支援事業計画(案)
(いわき市こどもみらいプラン)

平成 27 年 3 月

いわき市

表紙裏

市長写真

※ 市長あいさつ掲載予定

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定経過.....	3
第2章 いわき市の現状と課題	
1 子ども・子育てをめぐる現状.....	4
2 子ども・子育てをめぐる課題（取り組むべき重点課題）.....	31
第3章 基本方針	
1 基本理念.....	41
2 基本目標.....	42
3 施策体系.....	44
第4章 基本計画	
1 教育・保育提供区域.....	46
2 教育・保育施設及び地域型保育事業の「量の見込み」及び「確保方策」.....	50
3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」.....	56
4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	69
5 子ども・子育て支援施策に関連する事項.....	71
第5章 子ども・子育て支援施策	
基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができるための支援	
1 安心して妊娠・出産ができる環境の整備.....	72
2 就労と子育ての両立支援.....	75
3 男女共同参画の推進.....	80
基本目標Ⅱ 子どもが乳幼児期から成人になるまで、ひとしく、はつらつ、すこやかに育まれるよう支援	
1 子どもの人権尊重の推進.....	82
2 子どもの健全育成.....	84
3 健康な子どもを育てるための支援.....	87

4	乳幼児期から成人まで切れ目ない療育支援の推進（課題(7)に対応）	95
5	生きる力を育む教育の推進（課題(8)に対応）	100
6	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進（課題(9)に対応）	105

基本目標Ⅲ 子育てを、まちの復興とともに社会全体で支援

1	地域におけるさまざまな子育て支援	107
2	子育てに配慮した生活環境の整備	110
3	安心して遊べる生活環境の整備	113
4	支援を必要とする子どもとその家庭への取組み	117
5	子育て支援に関わる人材の創出と育成	122

第6章 計画の推進

1	計画の推進体制	124
2	進捗状況の管理	124

資料編

1	計画策定の体制	125
2	用語解説	131

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

子育て家庭や地域の子どもの育ちをめぐる環境は、急速な少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などの影響により様々に変化しています。この環境の変化に対応するため、子育てしやすい環境の整備を行い、地域の子ども・子育て支援施策の充実を図るとともに、次世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。

これまで、国では、仕事と子育ての両立支援を中心に様々な対策を実施し、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、国、自治体、事業者による10年間の集中的・計画的な取組みを推進してきました。

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、平成15年12月に「新・いわき市子育て支援計画」を策定し、平成17年度から平成21年度までを前期、平成22年度から平成26年度までを後期の計画期間として、概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもとその家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築する必要があります。

このような社会的背景のもと、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、これに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートすることとなりました。

子ども・子育て支援新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを、市町村が主体となって推進することとなっています。

このような状況を受け、本市では、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であること、また、妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援を行っていくため、「新・いわき市子育て支援計画」を継承し、いわき市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進させるために、「いわき市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

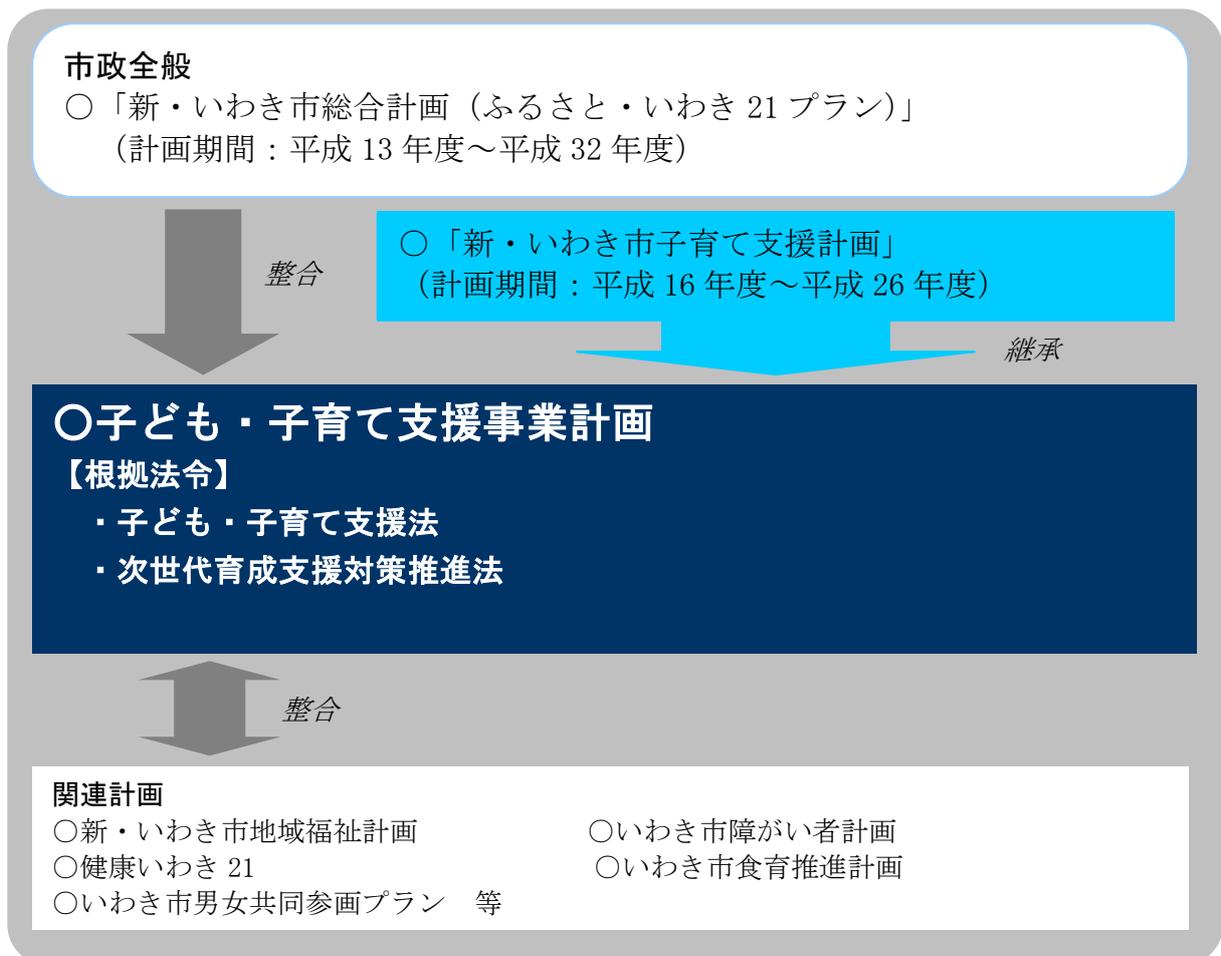
(1) 法的位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、本市が策定する「いわき市子ども・子育て支援事業計画」であり、これまで子育て支援等に係る取組みを進めてきた、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「新・いわき市子育て支援計画」を継承した計画です。

(2) 関連計画などとの関係

この計画は、「新・いわき市総合計画（ふるさと・いわき 21 プラン）」を上位計画とする本市における子ども・子育て支援に関する計画であり、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」や、「母子保健計画」を包含した計画です。

計画の策定にあたっては、保健、医療、福祉、教育分野等の関連計画との整合を図ります。



(3) 計画の対象

この計画は、概ね 18 歳未満の子どもとその家庭等を対象としています。

3 計画の期間

この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ調査等	計画検討・策定	子ども・子育て支援事業計画【第 1 期】				
新・いわき市子育て支援計画		継承				

4 計画の策定経過

この計画の策定にあたっては、いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に「いわき市子ども・子育て会議」としての役割を担っていただき審議を行ったほか、市内の子育て家庭の実情を踏まえて計画を策定するためのニーズ調査を行いました。

第2章

いわき市の現状と課題

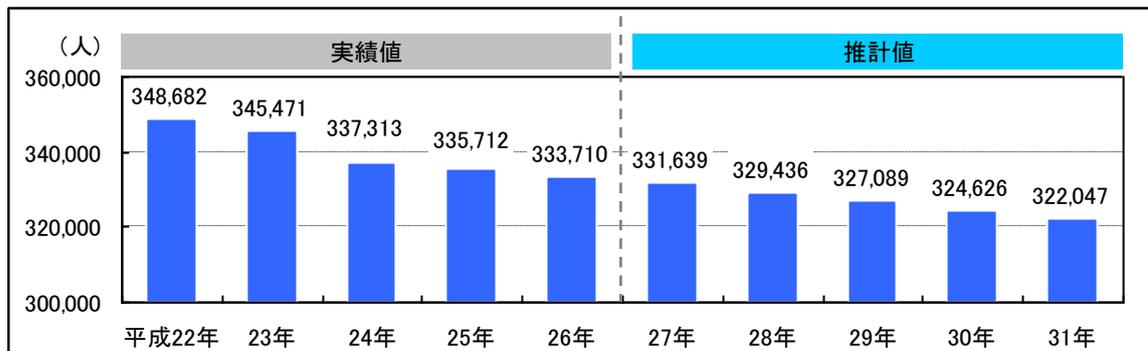
1 子ども・子育てをめぐる現状

(1) 人口の現状

① 総人口の推移と推計

本市の総人口は年々減少傾向にあり、今後の人口の見込み（住民基本台帳を基にしたコーホート要因法による各年4月1日現在の推計人口）は、平成26年の実績値333,710人から平成31年の推計値が322,047人となり、約12,000人（約3.5%）の減少が見込まれます。

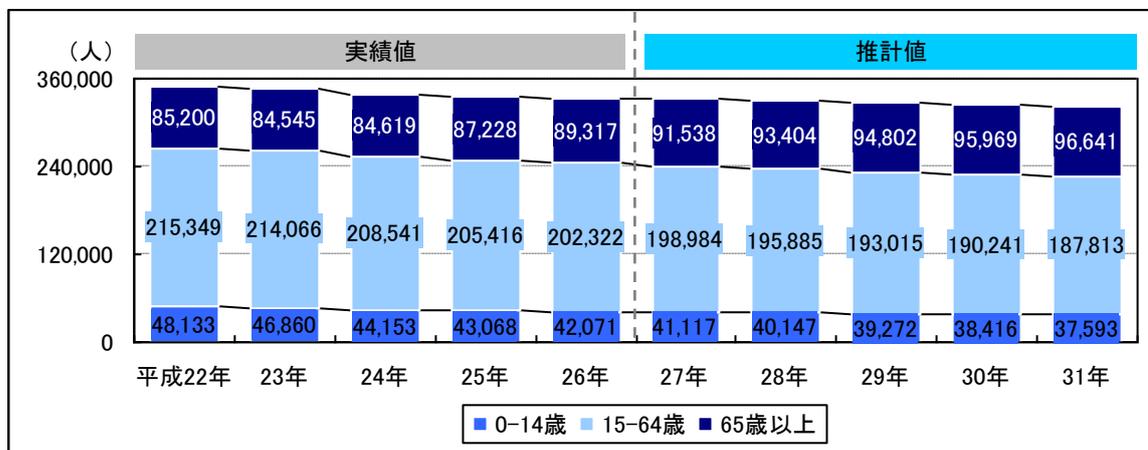
■総人口の推移と推計



資料：住民基本台帳

さらに、年齢3区分別人口の推計から、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の割合が今後も低下していく一方で、65歳以上の高齢者人口は平成31年には全体の30%を超えることが予想されます。

■年齢3区分別人口の推計

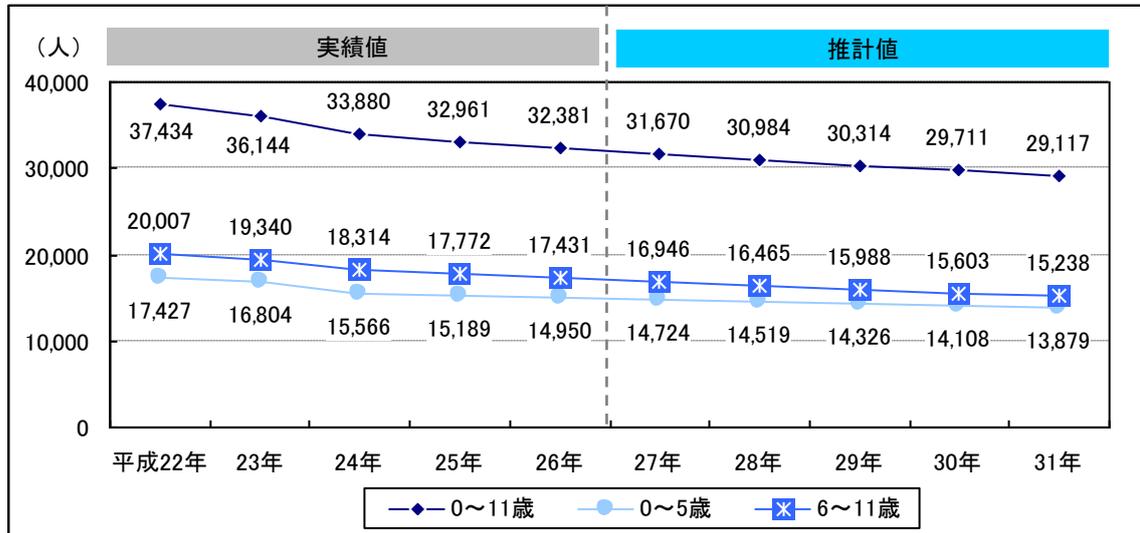


資料：住民基本台帳

② 児童人口の推移と推計

本市の総人口の減少に伴い、今後の児童人口（0～11歳）の見込み（住民基本台帳を基にしたコーホート要因法による各年4月1日現在の推計人口）も減少傾向にあり、平成26年の実績値32,381人から、平成31年の推計値が29,117人となり、約3,300人（約10.1%）の減少が見込まれます。

■児童人口（0～11歳）の推移と推計

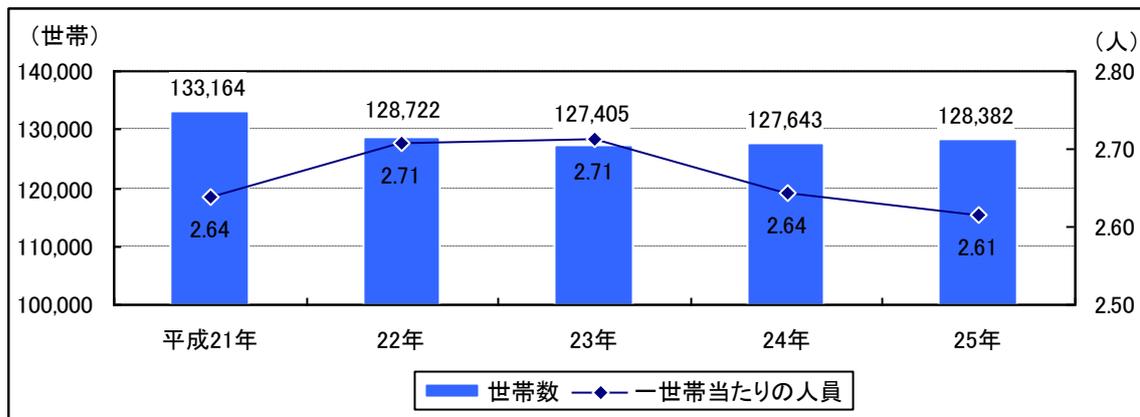


資料：住民基本台帳

③ 世帯数及び一世帯あたり人数の推移

市の世帯数は、平成21年の133,164世帯から、平成25年には128,382世帯へと、約4,800世帯（3.6%）の減少となっています。また、市の一世帯当たりの人数は、平成23年以降は減少傾向にあり、平成25年は2.61人となっています。

■世帯数及び一世帯あたり人数の推移



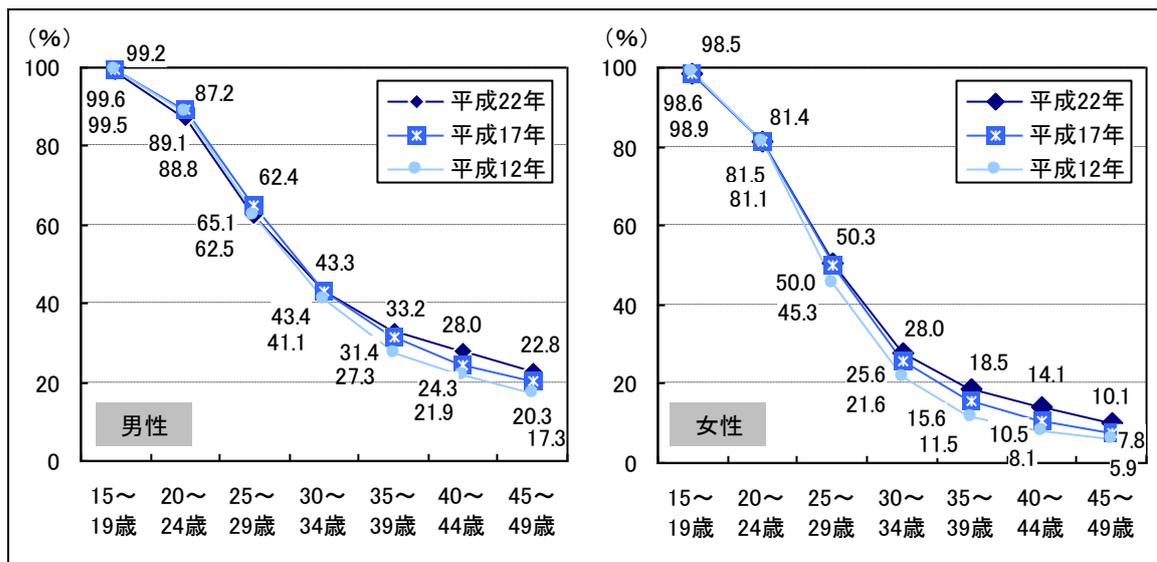
資料：いわき市統計書（平成25年度版）

(2) 婚姻の現状

① 未婚率の推移

平成22年の15歳以上50歳未満の未婚率の推移は、市全体では男性は50.2%、女性は38.5%となっています。男性はこの10年で、30歳代前半まではおおむね同様の傾向となっているものの、30歳代後半以降は5%以上増加しています。また、女性も20歳代前半まではほとんど変化がみられないものの、20歳代後半以降40歳代前半までは5%以上増加しています。

■未婚率の推移（数値は上段が平成22年、中段が平成17年、下段が平成12年）

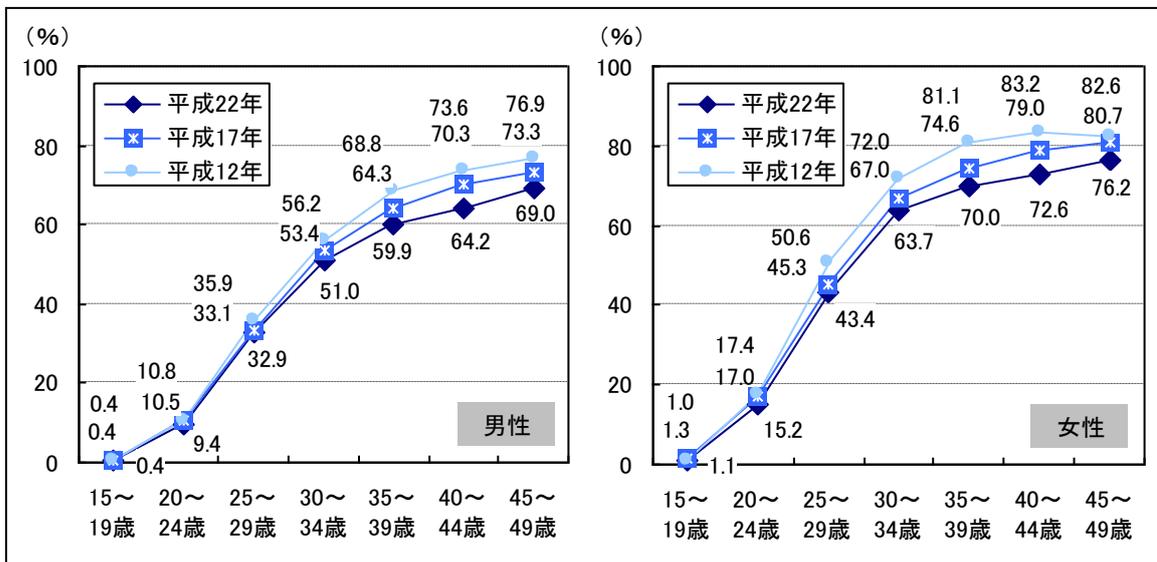


資料：国勢調査報告

② 有配偶率の推移

平成22年の15歳以上50歳未満の有配偶率の推移は、市全体では男性は44.2%、女性は52.7%となっています。この10年で男女とも30歳代後半から40歳代前半で大きく減少しています。

■有配偶率の推移（数値は上段が平成12年、中段が平成17年、下段が平成22年）



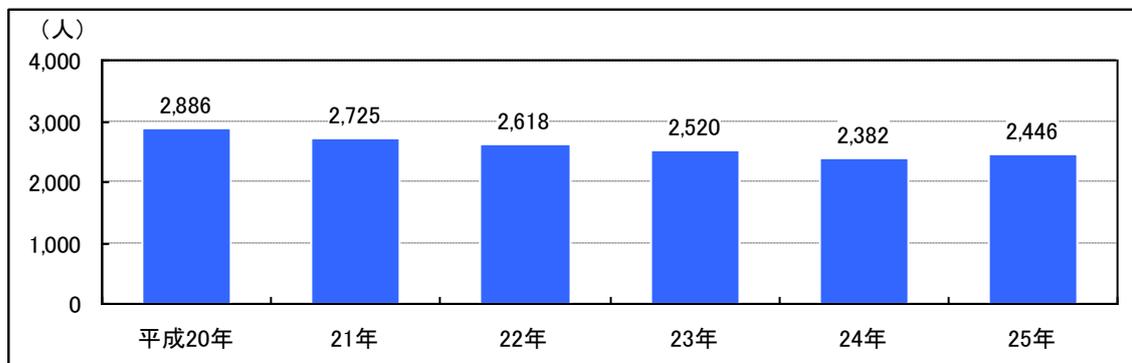
資料：国勢調査報告

(3) 出生の現状

① いわき市の出生数の推移

出生数は、緩やかな減少傾向が続いていましたが、平成25年に増加傾向に転じています。平成20年から平成25年まで約13.0%減少しています。

■いわき市の出生数の推移（各年実績）

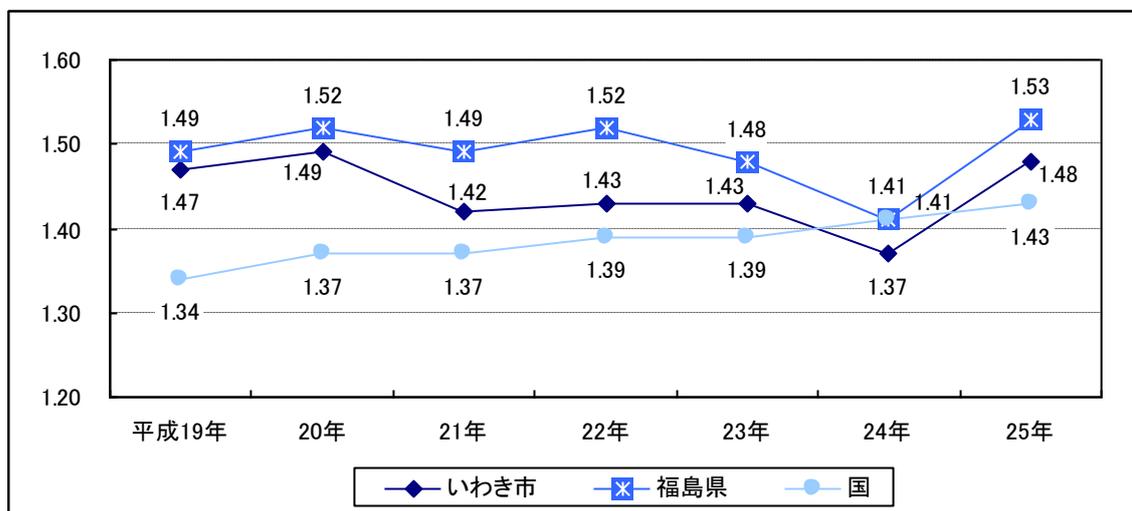


資料：いわき市の人口

② いわき市の合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む平均の子どもの数）は、平成23年までは、全国の数より高いが、福島県より低い値となっていました。平成24年には、いわき市の値が全国及び福島県の値より低くなりましたが、平成25年には、全国の数より高くなり、増加に転じています。

■合計特殊出生率の推移



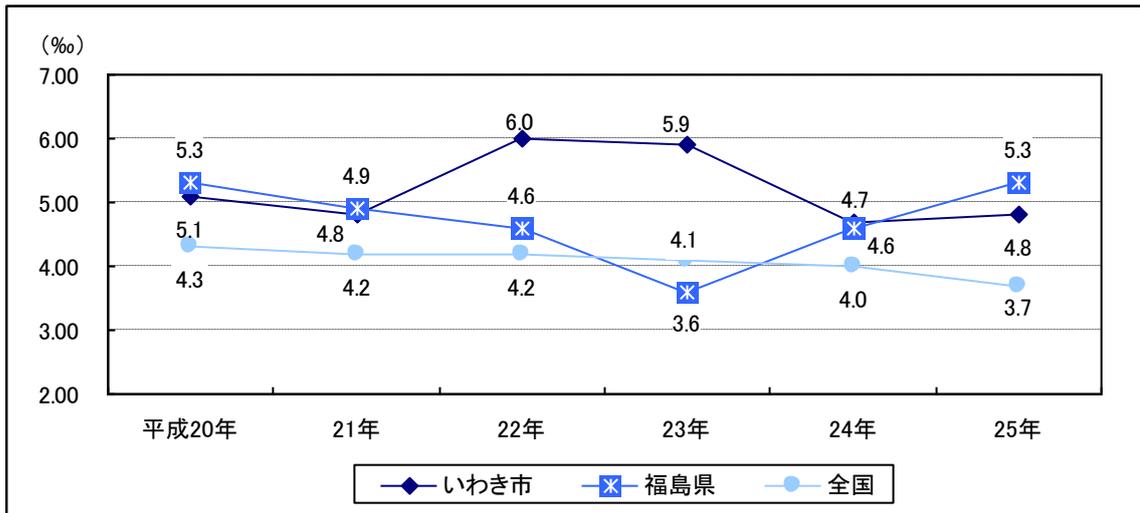
資料：人口動態統計

(4) 母子の健康等に関する現状

① 周産期死亡率の推移

本市の周産期死亡率(妊娠満22週以降の死産と生後1週未満の早期新生児死亡の出産1,000に対する割合)は、平成21年から平成24年までは、全国や福島県と比較し高い傾向にありましたが、平成25年には福島県を下回り、改善傾向にはあるものの、依然として全国より高い割合となっています。

■周産期死亡率の推移

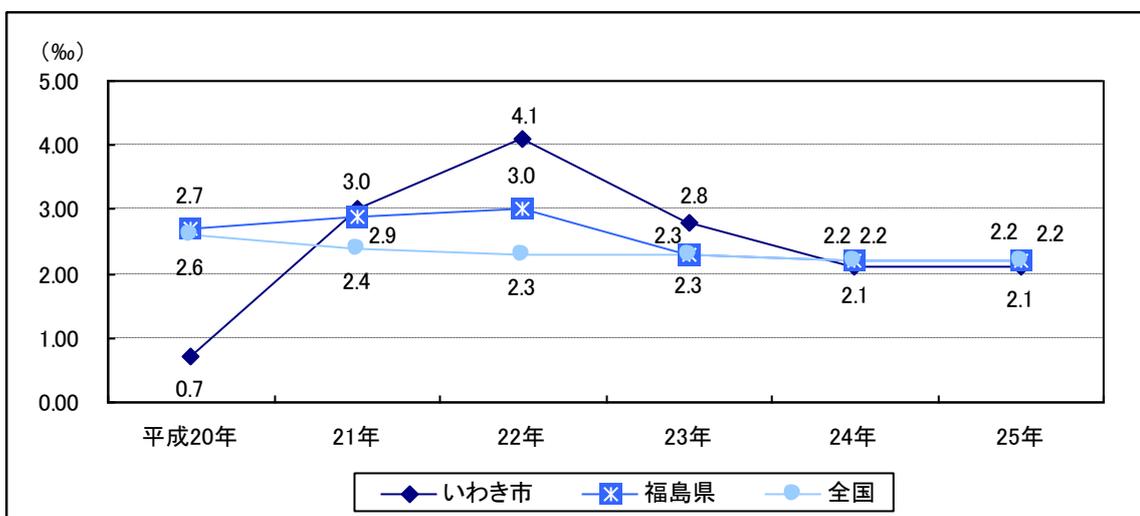


資料：人口動態統計

② 乳児死亡率の推移

本市の乳児死亡率(1年間の出生1,000に対する生後1年未満の乳児の死亡割合)は、平成21年から平成23年までは、全国や福島県と比較し高い傾向にありましたが、平成24年以降は、全国及び福島県とほぼ同じ割合で推移しています。

■乳児死亡率の推移



資料：人口動態統計

③ 乳幼児の死因順位及び死亡数

■全国乳児

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
第1位	先天奇形、変形及び 染色体異常 916 人	先天奇形、変形及び 染色体異常 862 人	先天奇形、変形及び 染色体異常 815 人
第2位	周産期に特異的な 呼吸障害等 341 人	周産期に特異的な 呼吸障害等 322 人	周産期に特異的な 呼吸障害等 314 人
第3位	乳幼児突然死症候群 140 人	不慮の事故 199 人	乳幼児突然死症候群 144 人

■全国 1～4 歳児

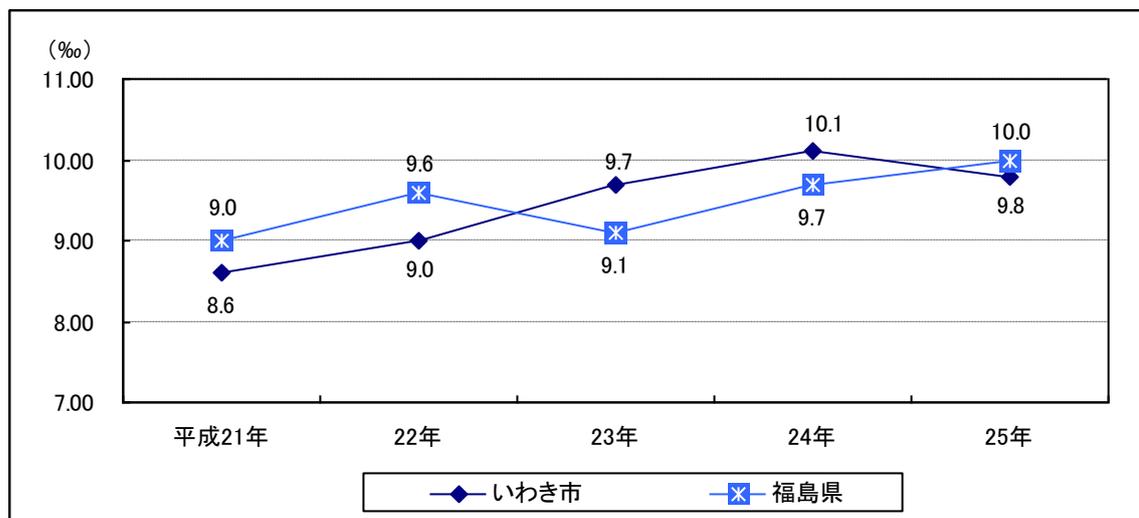
区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
第1位	先天奇形、変形及び 染色体異常 162 人	不慮の事故 380 人	先天奇形、変形及び 染色体異常 180 人
第2位	不慮の事故 151 人	先天奇形、変形及び 染色体異常 161 人	不慮の事故 123 人
第3位	悪性新生物 86 人	悪性新生物 79 人	悪性新生物 101 人

資料：人口動態統計

④ 低出生体重児の割合

本市及び福島県の低出生体重児（出生体重が 2,500g 未満）は、増加傾向にあります。

■低出生体重児の出生率



資料：人口動態統計

⑤ 年齢別肥満傾向児の割合（平成 25 年）

区分		男 子			女 子		
		いわき市	福島県	全国	いわき市	福島県	全国
小学校	6歳	9.91	8.12	4.18	8.50	7.12	3.91
	7歳	10.03	9.73	5.47	9.28	7.85	5.38
	8歳	14.23	13.90	7.26	10.12	9.41	6.31
	9歳	15.98	16.13	8.90	11.41	9.27	7.58
	10歳	18.99	21.27	10.90	11.10	11.85	7.96
	11歳	16.92	15.57	10.02	11.05	12.40	8.69
中学校	12歳	15.79	14.83	10.65	13.83	12.48	8.54
	13歳	10.97	14.54	8.97	10.16	12.01	7.83
	14歳	11.70	12.65	8.27	11.73	11.24	7.42

（注）肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。

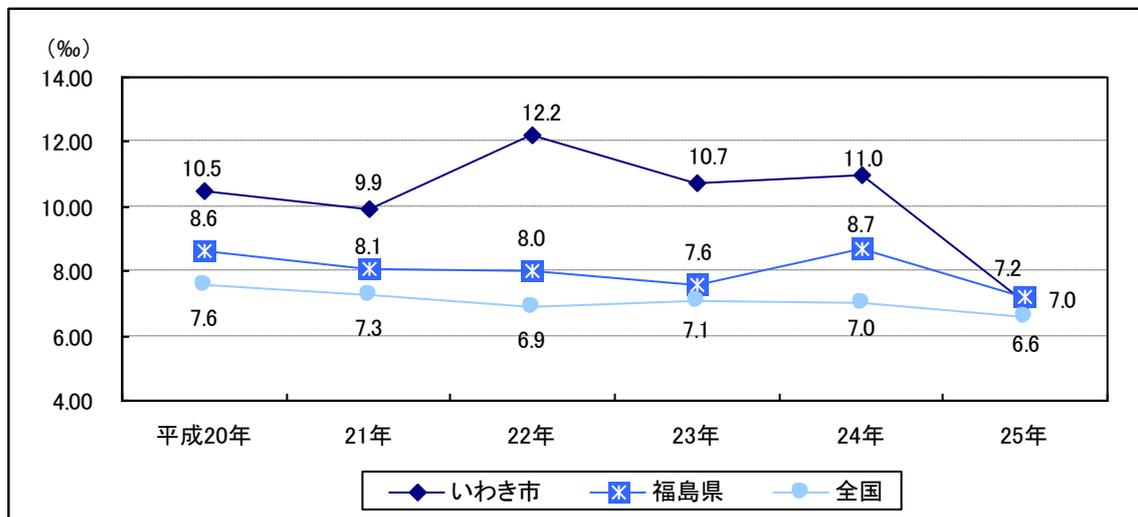
肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100%

資料：いわき市学校保健統計

⑥ 10代の人工妊娠中絶率（女子人口千対）

本市の10代の人工妊娠中絶率は、減少傾向にあるものの、全国よりは高い割合となっています。

■10代の人工妊娠中絶率（女子人口千対）

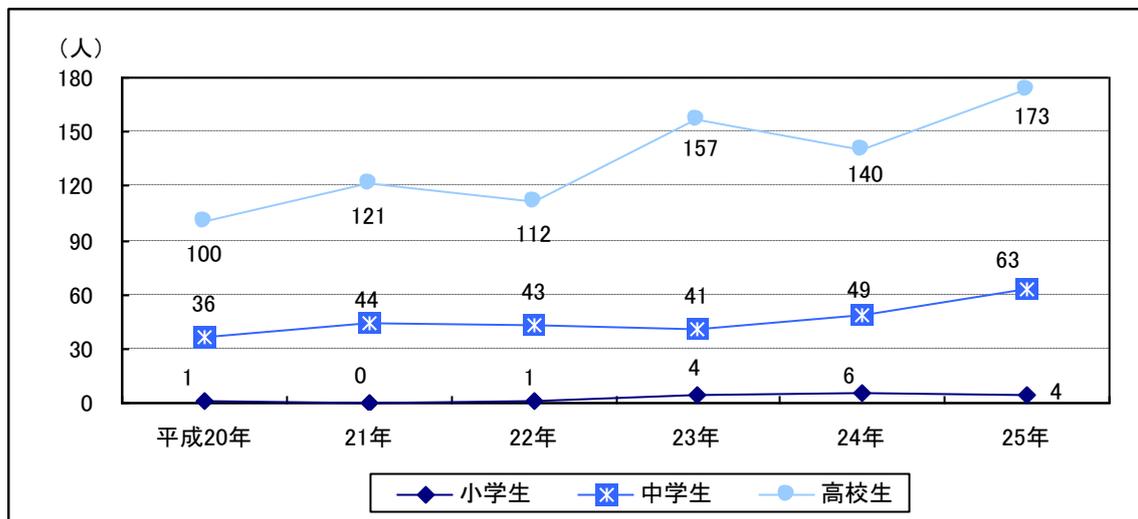


資料：衛生行政報告例

⑦ 児童生徒の自殺の推移

全国の児童生徒の自殺の推移は、増加傾向にあります。特に、高校生については、平成20年と比較して、7割以上増加しています。

■児童生徒の自殺の推移



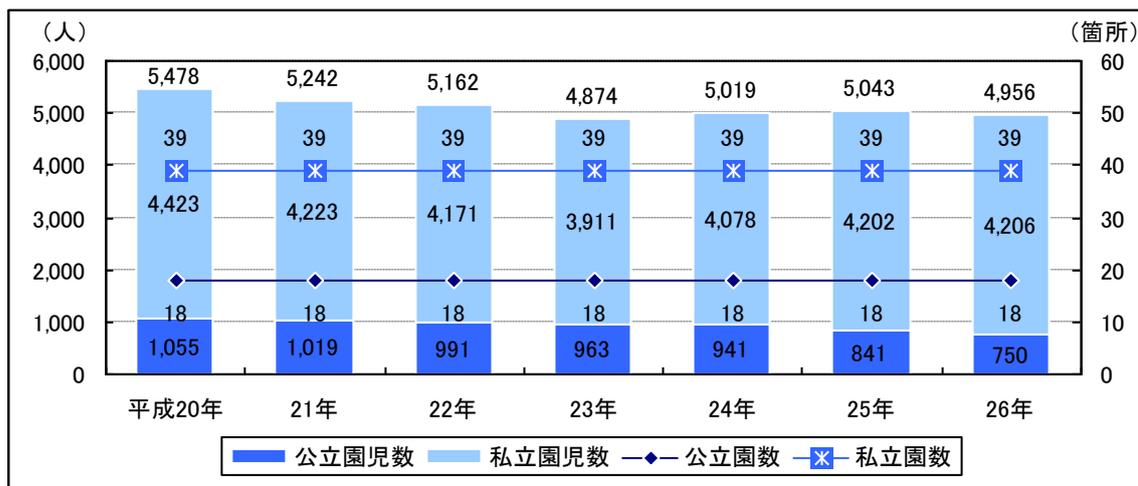
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題について」

(5) 教育・保育施設の現状

① 幼稚園園児数及び幼稚園数の推移

幼稚園全体の園児数としては、平成23年に震災の影響等により約300人減少したものの、平成24年以降は震災前水準とまではいきませんが、戻りつつあり、横ばいとなっています。公立・私立別に見れば、私立幼稚園の園児数は、平成23年以降は若干の増加傾向にあり、公立幼稚園の園児数は減少傾向にあります。施設数は、公立・私立幼稚園ともに横ばいとなっています。

■幼稚園園児数及び園数の推移

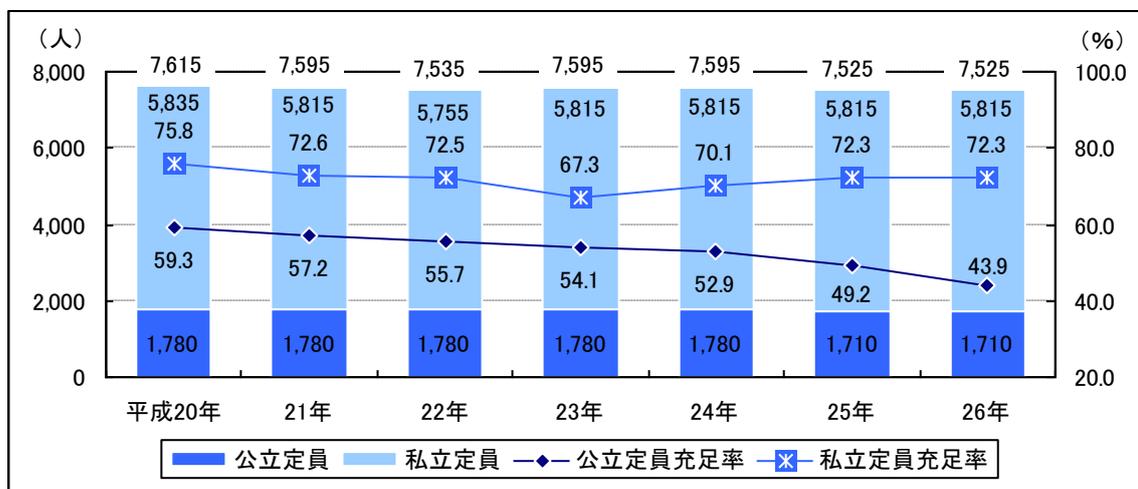


資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

② 幼稚園定員及び定員充足率の推移

定員で見れば、公立・私立ともに、ほぼ横ばいです。定員充足率で見れば、私立幼稚園は、平成23年以降は、若干の増加傾向にあり、公立幼稚園については、減少傾向にあります。また、公立幼稚園は私立幼稚園に比べ、定員充足率は低くなっています。

■幼稚園定員及び定員充足率の推移

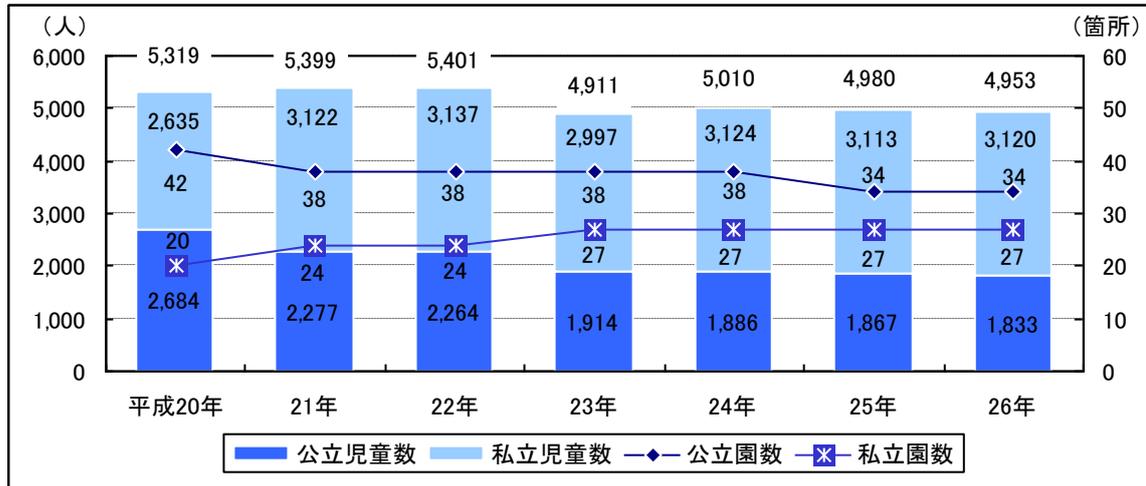


資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

③ 保育所入所児童数及び保育所数の推移

保育所全体の入所児童数としては、平成23年に震災の影響等により約500人減少したものの、平成24年以降はほぼ横ばいとなっています。公立・私立別に見れば、平成21年の公立保育所の民営化以降、私立保育所はほぼ横ばいで、公立保育所は減少傾向にあります。施設数は、公立が減少、私立が増加傾向にあります。

■ 保育所入所児童数及び保育所数の推移



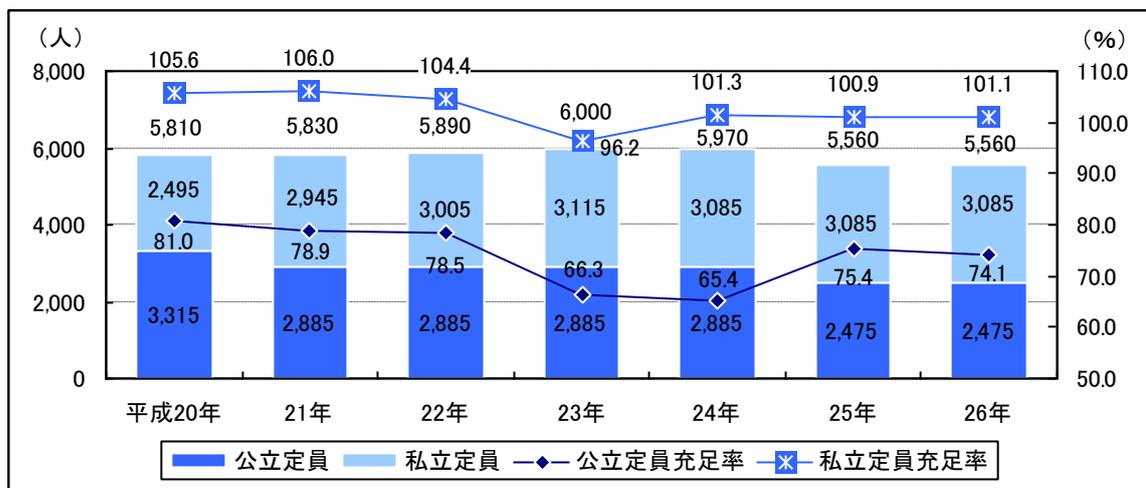
資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

④ 保育所定員及び定員充足率の推移

定員で見れば、平成21年以降、4つの公立保育所の民営化により私立保育所が多くなっています。定員充足率で見れば、公立・私立共に、平成23年に震災等の影響で一旦減少したものの、平成26年には震災前程度の水準となっています。

また、私立保育所の定員充足率が概ね100%を超えているなど、公立保育所を大きく上回っており、定員の弾力化によって児童を受け入れています。

■ 保育所定員及び定員充足率の推移



資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

(6) ニーズ調査結果から見る子育て家庭及び母子の健康等に関する現状

① 調査目的

本計画を策定するにあたり、市民に対し、認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設、及び地域の子育て支援に関するサービスの現在の利用状況や今後の利用希望等を調査し、これらの必要量の見込み等を定める基礎資料とすることを目的として、「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（ニーズ調査）を実施しました。

② 調査概要

調査区分	調査対象	調査期間	配布方法	配布数	回収数	回収率
A. 就学前児童	0歳～5歳の保護者	H25.11.8～	郵送 (住民基本台帳より無作為抽出)	2,100	850	40.5%
B. 就学児童 (小学生)	6歳～11歳の保護者	11.25		2,200	907	41.2%
C. 中学2年生	中学校2年生	H25.11.11～ 11.29	施設を通じて 配布	495	486	98.2%
D. 幼稚園預かり 保育の調査	幼稚園児の 保護者	H25.6月下旬 ～7月末		5,043	4,180	82.9%
合 計				9,838	6,423	65.3%

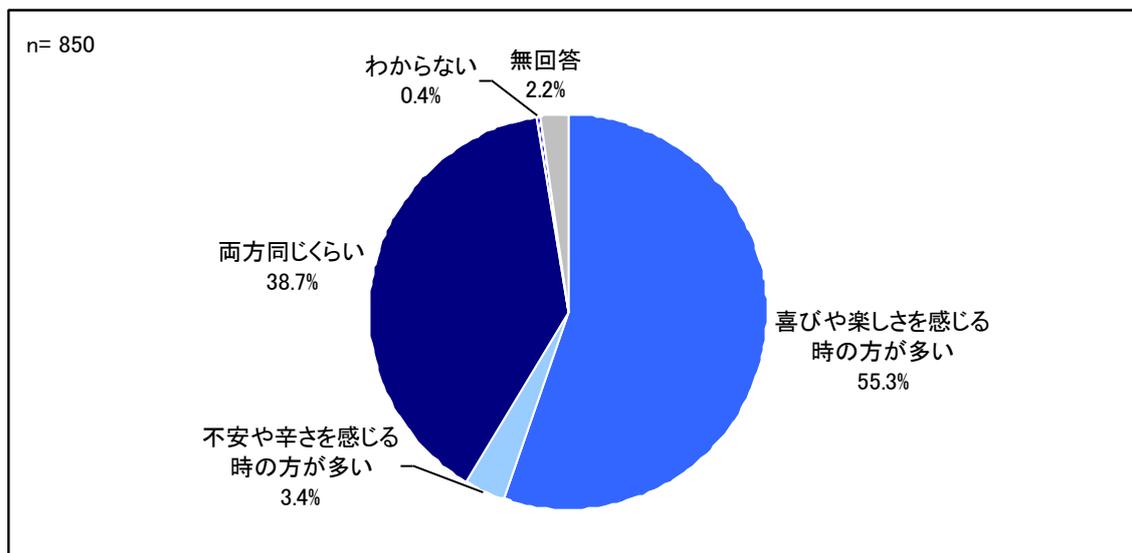
③ ニーズ調査結果の留意点

- ・ 集計した数値 (%) は小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで表示していますので、質問に対する回答の選択肢が 1 つだけの場合、選択肢の割合 (%) をすべて合計しても、100%にならない場合があります。
- ・ 回答者数を分母として割合 (%) を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると 100%を超えていることがあります。
- ・ 回答者数が少数である場合は、特定の利用意向等が強く反映されている場合があります。
- ・ グラフ中に「n」と標記されているのが回答者数です。

④ 子育てに関する意識

半数以上（55.3%）の保護者が、子育てに対し「喜びや楽しさ」を感じている一方で、「不安やつらさ」や「喜びや楽しさと同じくらいの不安やつらさ」を感じている保護者が40%以上いることから、今後も子育てに関する相談等の充実を図っていく必要があります。

■子育てに関する意識



資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

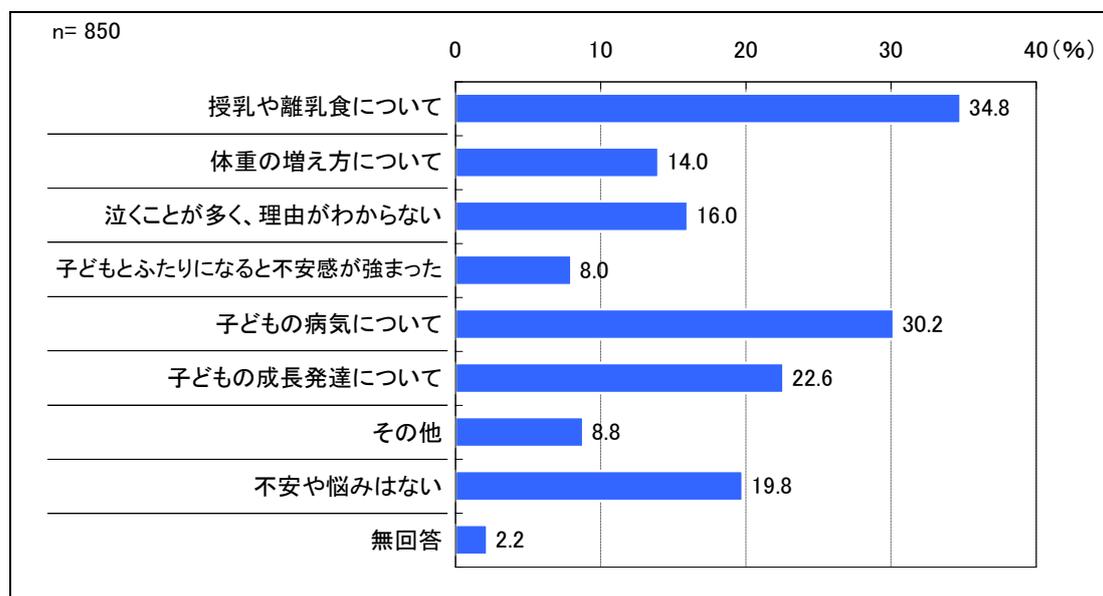
⑤ 子育ての不安や悩み（1歳未満）とその解決策

子どもが1歳になる前の不安や悩みについては、「授乳や離乳食について」が最も多く34.8%、次いで「子どもの病気について」が30.2%、「子どもの成長発達について」が22.6%などとなっています。

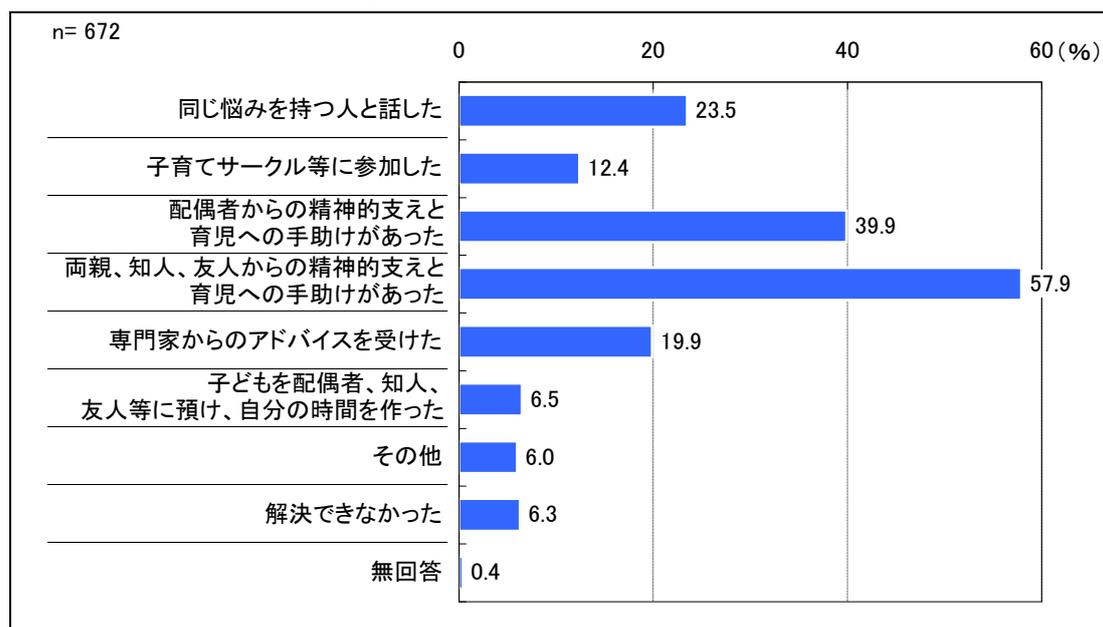
これに対し、不安や悩みの解決方法となったのは、「両親、知人、友人からの精神的支えと育児への手助けがあった」が最も多く57.9%、次いで「配偶者からの精神的支えと育児への手助けがあった」が39.9%となっています。

このことから、極めて高い傾向の不安や悩みはないものの、保護者によって、子育ての不安や悩みはそれぞれ異なり、1番身近な相手からの支援を必要としていることがわかります。

■子育ての不安や悩み



■子育ての不安や悩みの解決方法



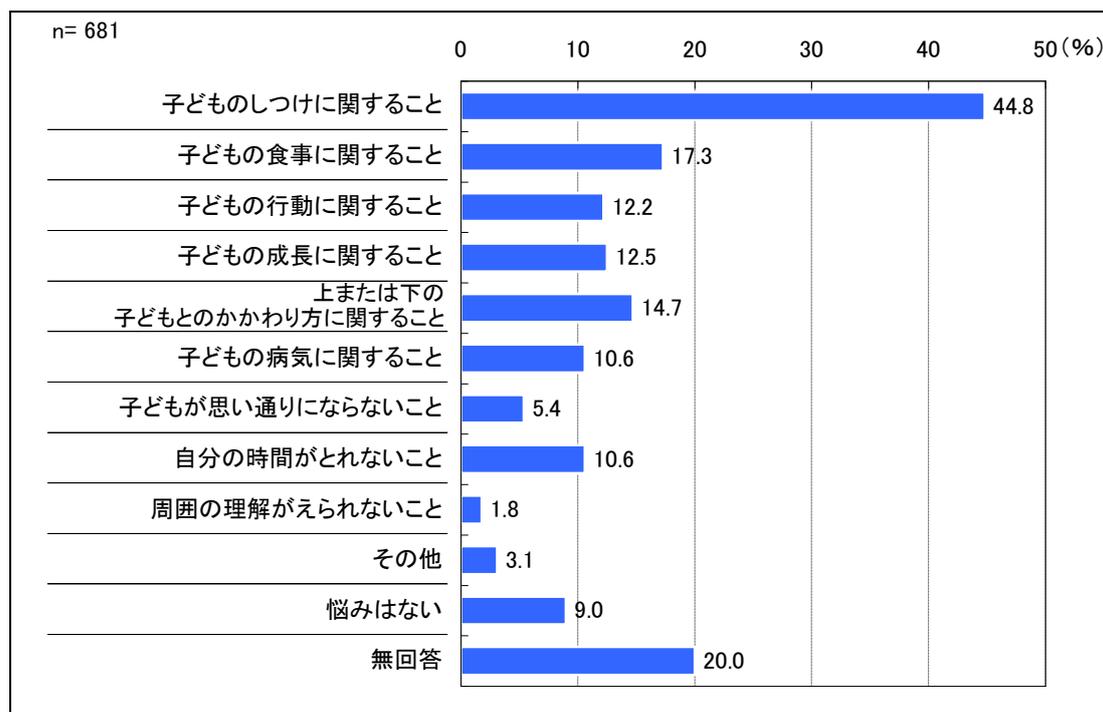
資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑥ 子育ての不安や悩み・つらさ（1歳以上）

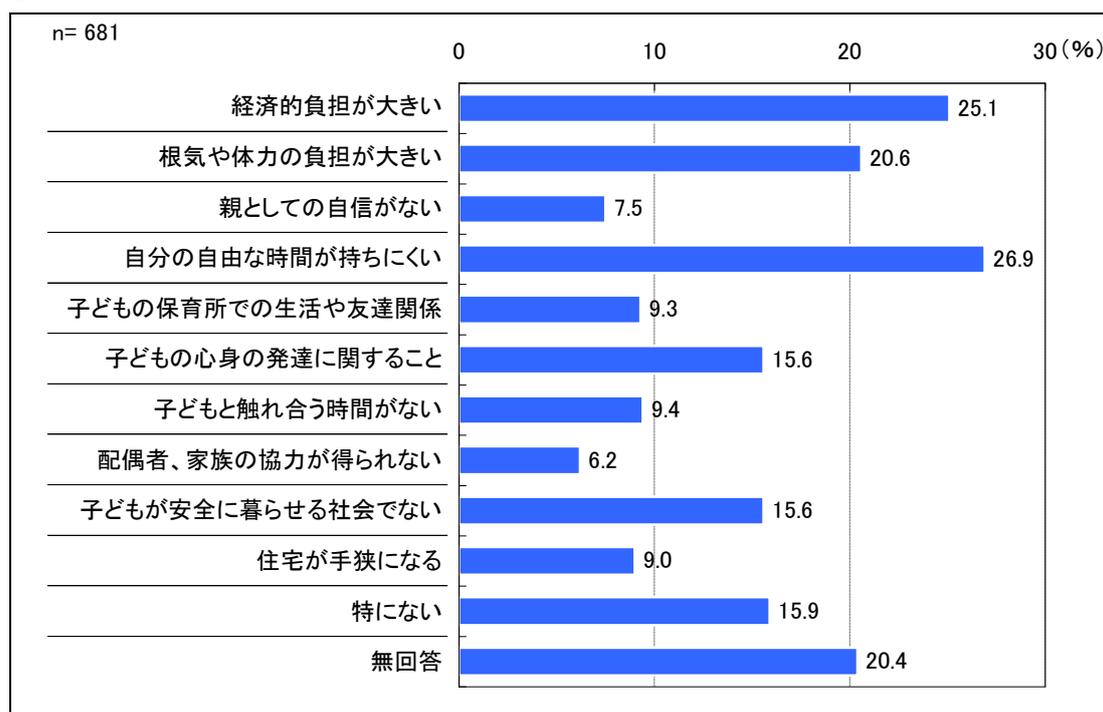
子育てについてどのような不安や悩みがあるかについて、極めて高いのが「子どものしつけに関すること」で保護者の約半数（44.8%）が回答しています。

また、子育てのつらさについては、「自分の自由な時間が持ちにくい」が26.9%、次いで「経済的負担が大きい」が25.1%、「根気や体力の負担が大きい」が20.6%などとなっています。

■子育ての不安や悩み



■子育てのつらさ

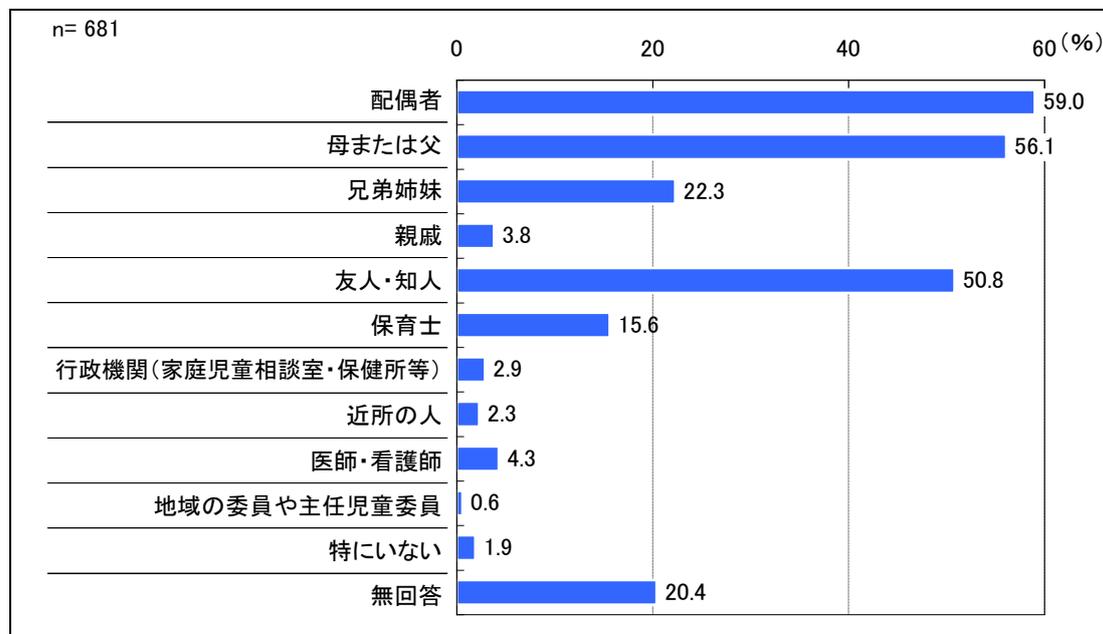


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑦ 子育ての相談相手（1歳以上）

子育ての相談相手は、「配偶者」が最も多く 59.0%、次いで「母または父」が 56.1%、「友人・知人」が 50.8%などと、1番身近な相手からの支援を必要としているほか、保育士や医師・看護師、行政機関など、社会的に幅広い支援を必要としています。

■ 子育ての相談相手

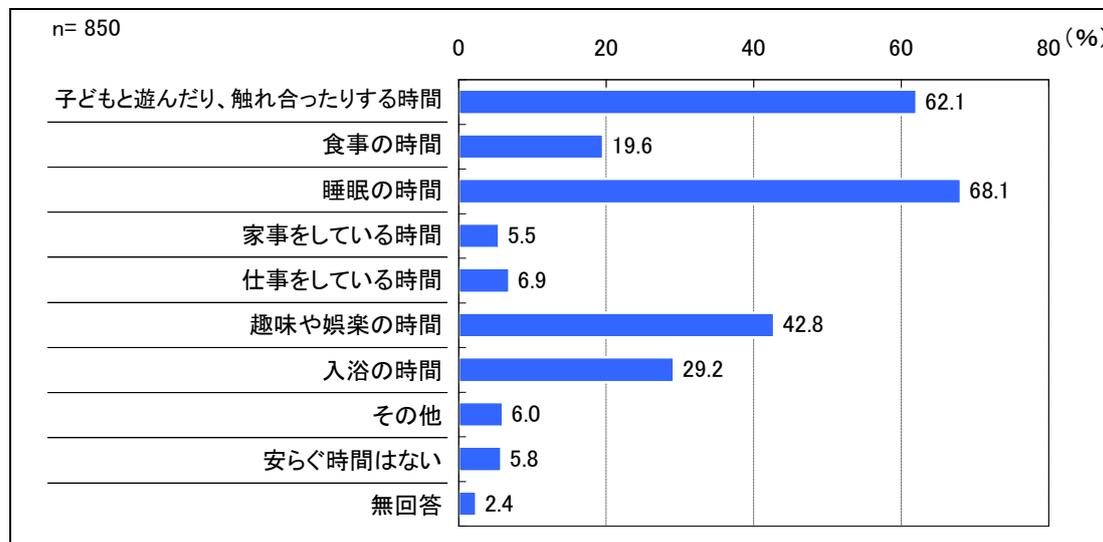


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑧ 1日の中で安らぐ時間

1日の中で安らぐ時間については、「睡眠の時間」が最も多く 68.1%、次いで「子どもと遊んだり、触れ合ったりする時間」が 62.1%などとなっており、睡眠時間を多くとり、子育てで疲れた体を休めたいと思うのと同じくらい、子どもと接している時間に安らぎを求めていることがわかります。

■ 1日の中で安らぐ時間



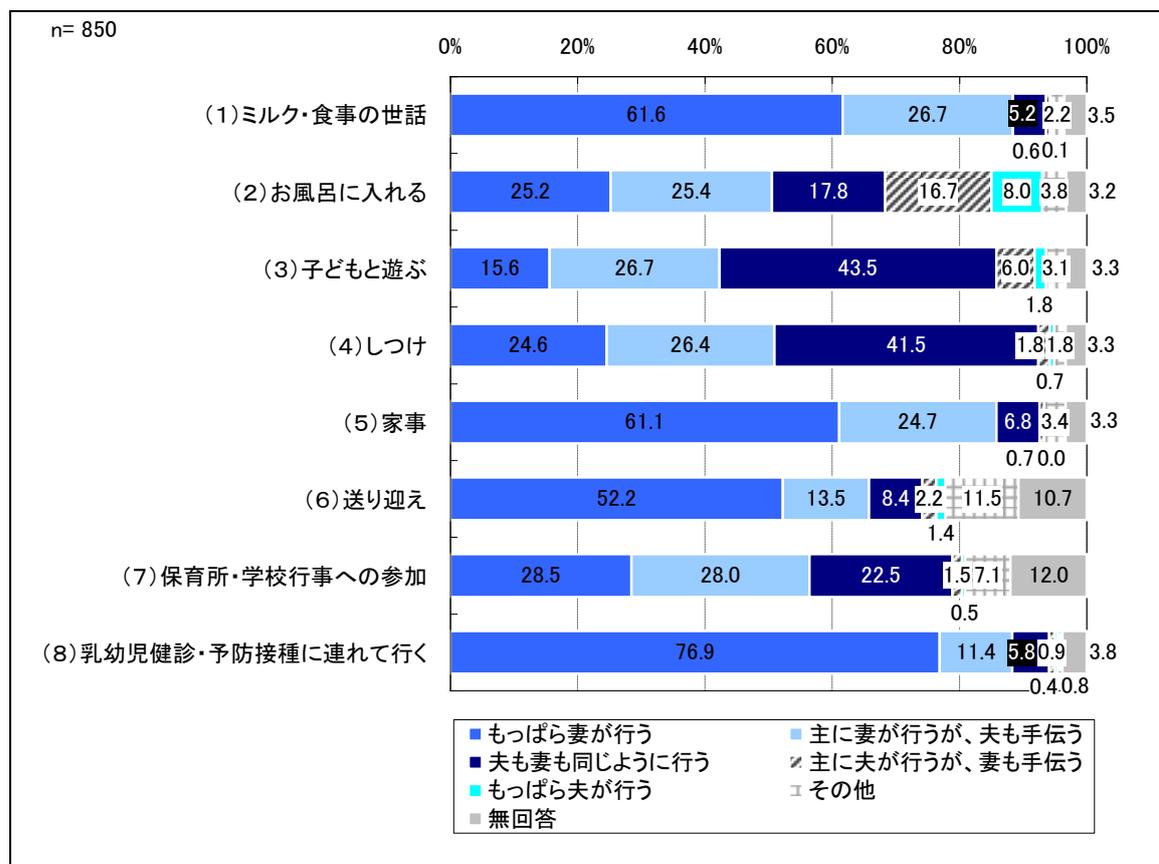
資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑨ 子育ての役割分担

子育てにおける役割分担については、「ミルク・食事の世話」、「家事」、「送り迎え」「乳幼児健診・予防接種に連れて行く」の4項目について、半数以上が「もっぱら妻が行う」となっています。

一方で、「夫も妻も同じように行う」については、「子どもと遊ぶ」、「しつけ」の2項目で4割を超えていますが、「もっぱら夫が行う」と回答した項目については、いずれも極めて低い割合となっていることから、子育てについては恒常的に母親が中心となっているのが現状であり、負担が大きくなっていることがわかります。

■ 子育ての役割分担



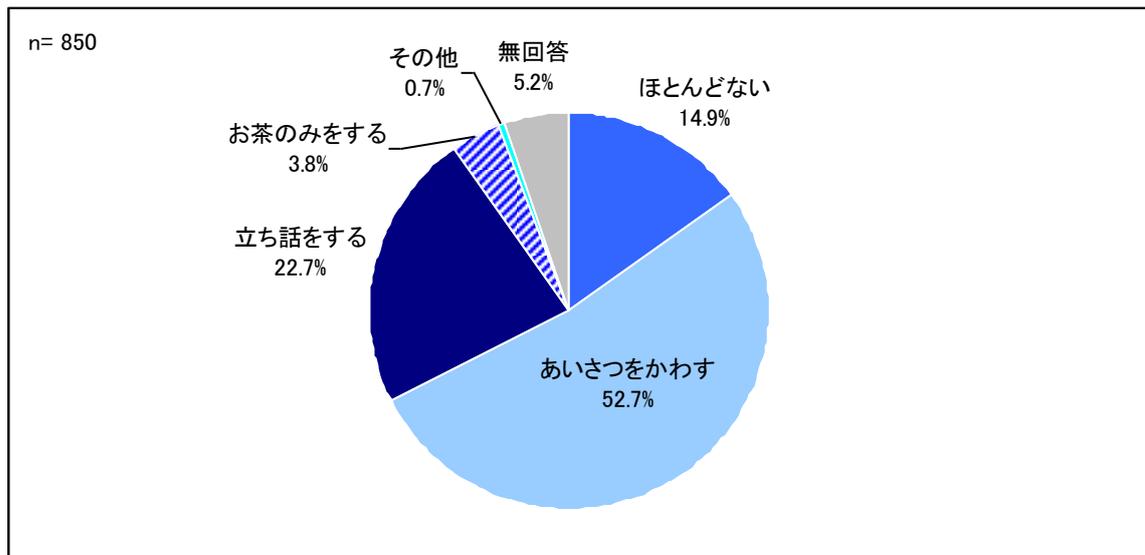
資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑩ 近所との交流、子育ての上でのかわり方

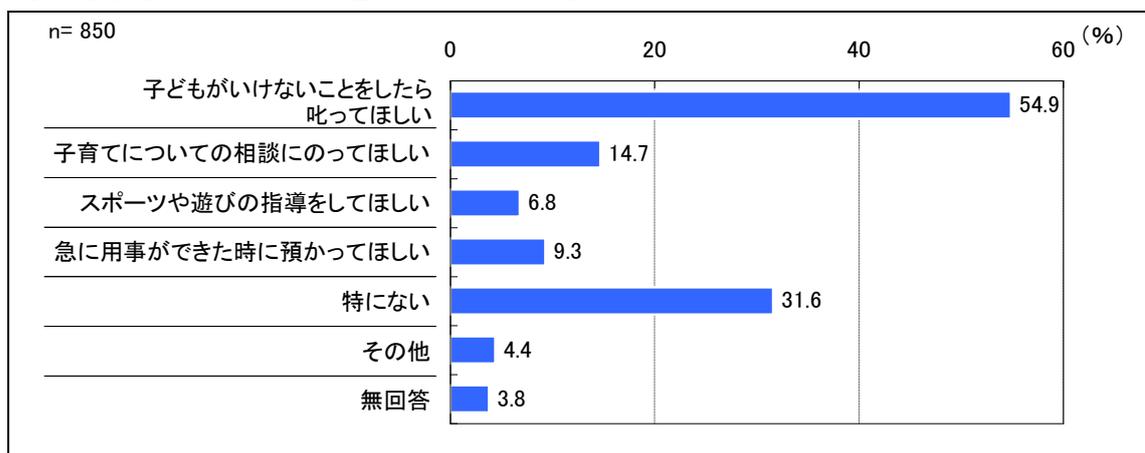
近所の方との交流については、「ほとんどない」が14.9%、「あいさつをかわす」が52.7%となっており、これらを合わせた約7割の保護者が近所の人とは、親しい交流はないといえます。

また、子どもを育てていく上で、近所の方にどのようなことを期待するかについては、「子どもがいけないことをしたら叱ってほしい」が最も多く、半数以上（54.9%）の保護者が回答している一方で、「特にない」と回答した保護者が31.6%と2番目に高い割合となっています。

■近所との交流



■子どもを育てていく上で、近所の人に期待すること

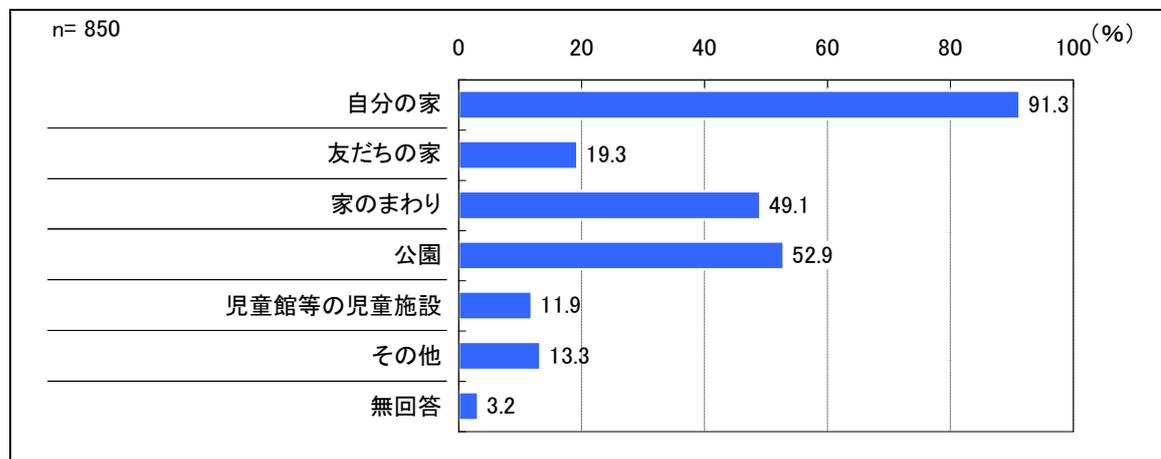


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑪ 子どもが遊ぶ場所

子どもがいつも遊ぶ場所については、「自分の家」が最も多く 91.3%、次いで「公園」が 52.9%、「家のまわり」が 49.1%などとなっていることから、日頃から、自分の家遊びの中心としていることがわかります。

■子どもがいつも遊ぶ場所

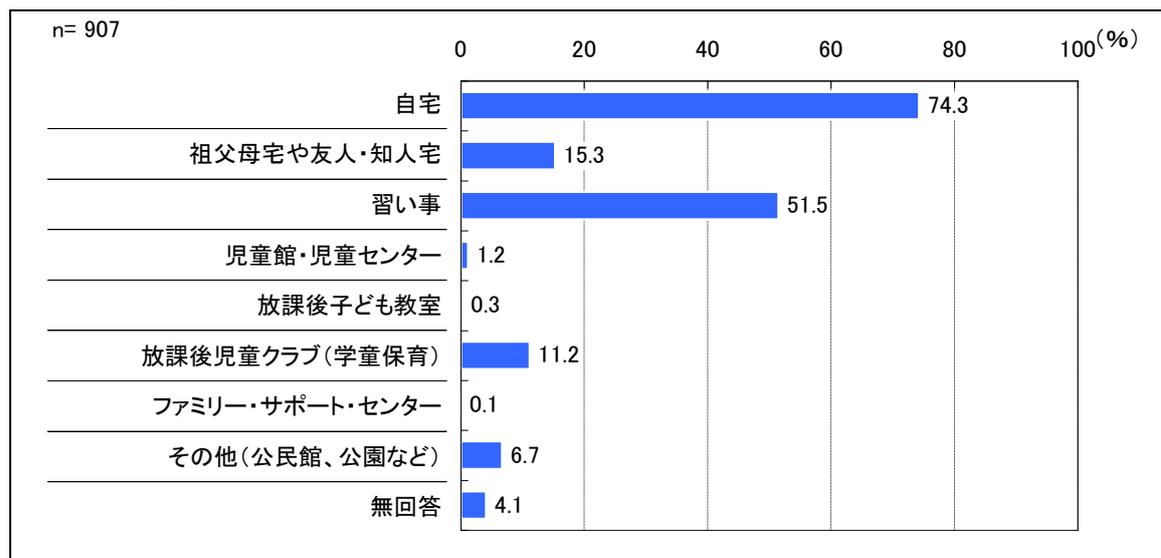


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑫ 放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方については、「自宅」が最も多く 74.3%、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 51.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 15.3%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 11.2%などとなり、自宅が最も多いものの、様々な場所で放課後を過ごすことがわかります。

■小学生の放課後の過ごし方



資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学児童保護者）

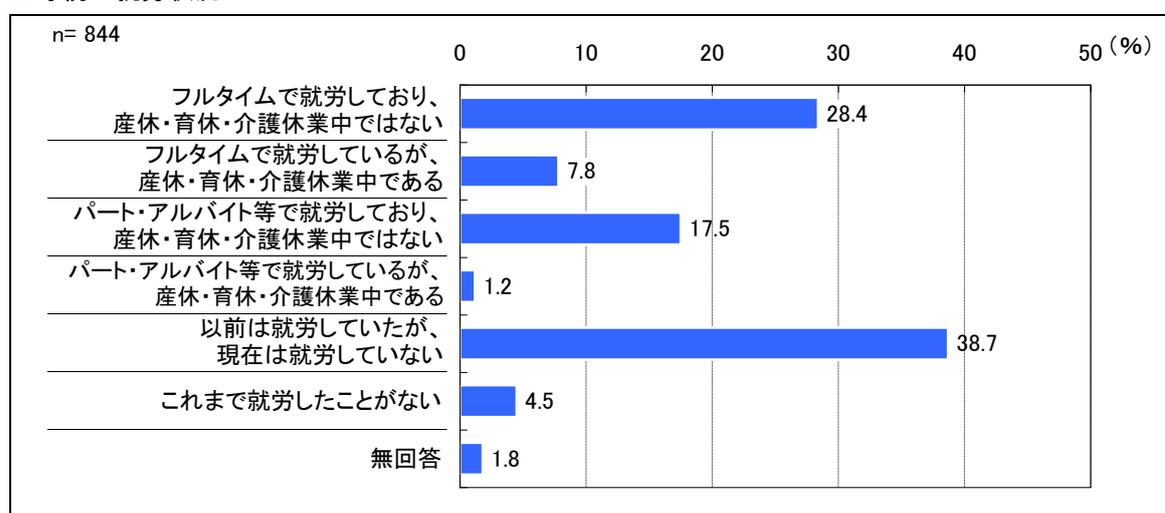
⑬ 保護者の就労状況

就学前児童の母親の現在の就労状況については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く 38.7%、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 28.4%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 17.5%などとなっています

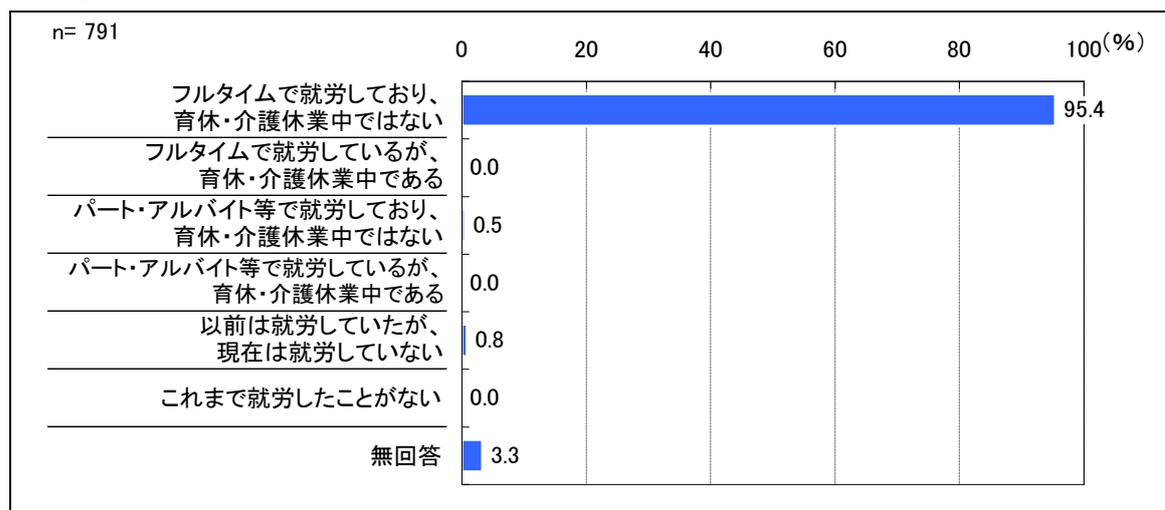
父親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が 95.4%となっています。

このことから、父親のほとんどがフルタイムで就労、母親も過去の就労を合わせると多くの人が就労経験があることになり、今後も就労と子育ての両立支援については、さらに充実させる必要があると考えられます。

■母親の就労状況



■父親の就労状況

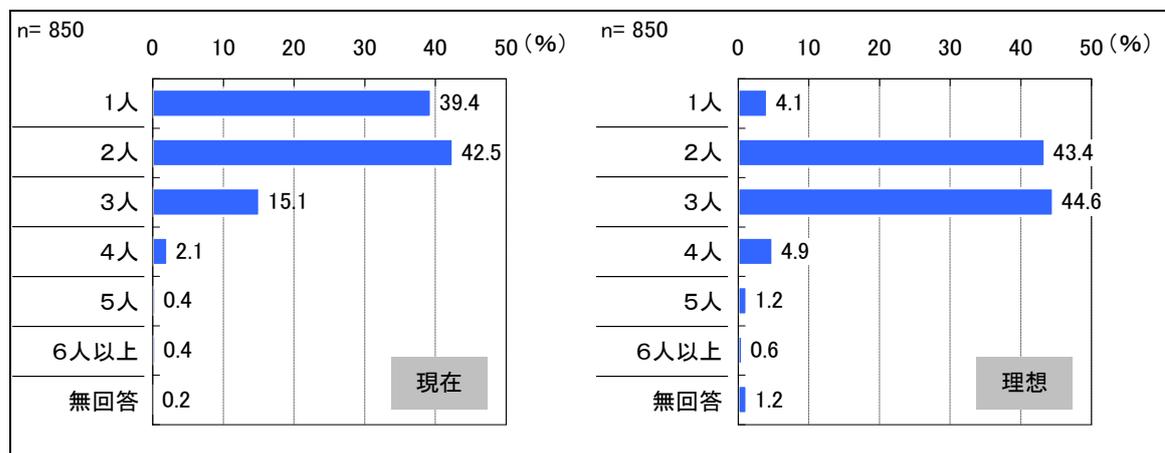


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑭ 子どもの人数

現在の子どもの人数は、「2人」が最も多く42.5%、次いで「1人」が39.4%となっていますが、理想の子どもの人数としては、「3人」が最も多く44.6%、次いで「2人」が43.4%と、現在より、多く子どもがほしいと希望する保護者が多いことがわかります。

■子どもの数

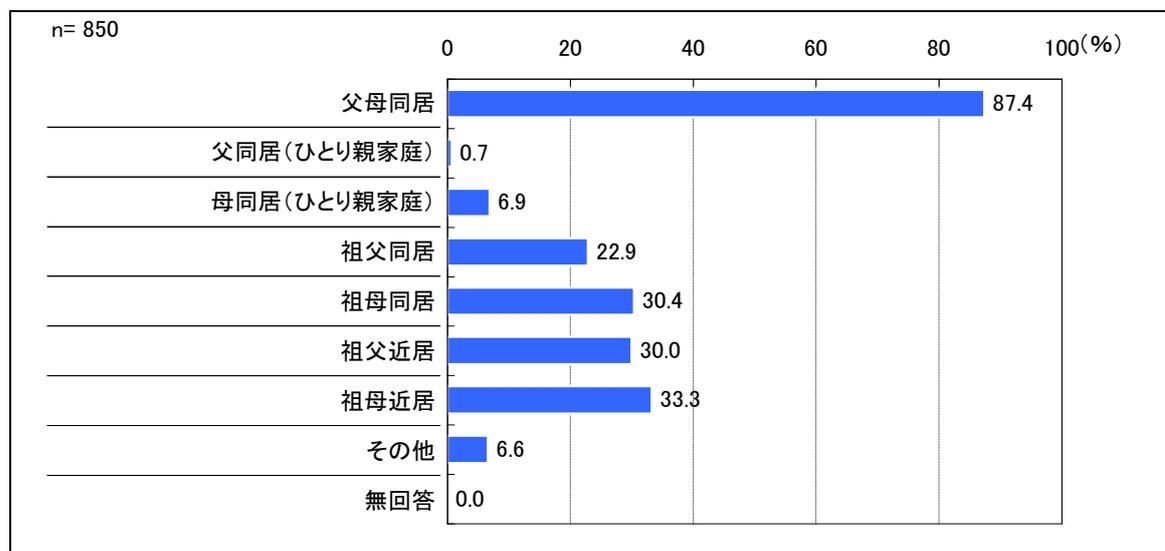


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑮ 同居家族の状況

子どもとの同居関係については、「父母同居」が87.4%と最も多く、次いで、「祖母同居（自宅から徒歩30分程度で行き来が可能）」が33.3%、「祖母同居」が30.4%、「祖父同居（自宅から徒歩30分程度で行き来が可能）」が30.0%などとなっていることから、祖父母と同居していない場合でも、自宅から比較的近い場所に祖父母が住んでいることが多く、何らかの形で祖父母の支援を受けられる環境にあるといえます。

■同居家族

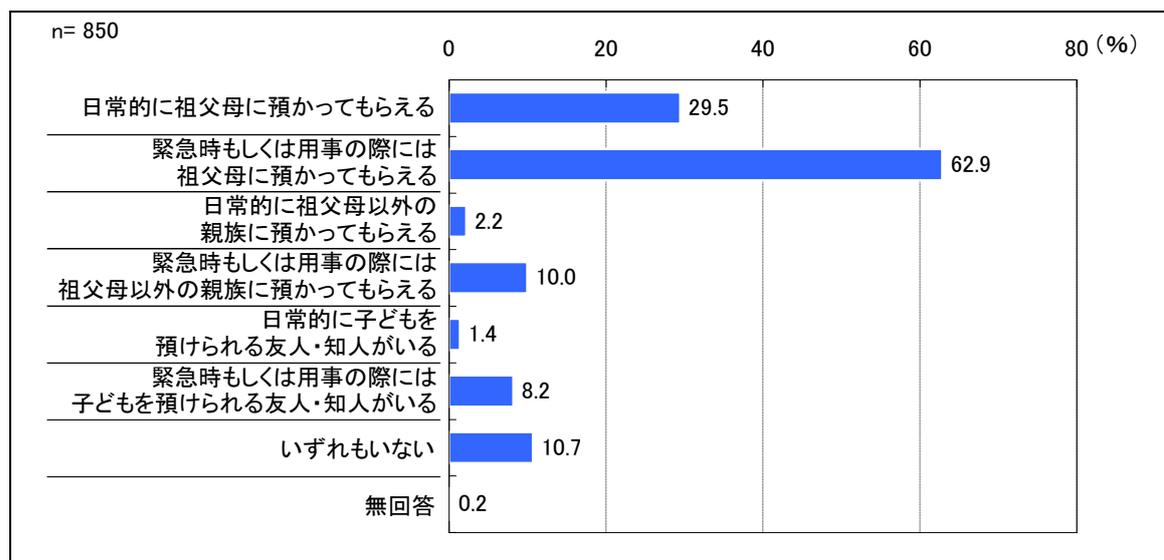


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑩ 日常的または緊急時の子どもの預かり

子どもを預かってもらえる人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母に預かってもらえる」が最も多く 62.9%、次いで「日常的に祖父母に預かってもらえる」が 29.5%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母以外の親族に預かってもらえる」が 10.0%などとなっていることから、緊急時など、多くの人は子どもを預けられる環境にはあるといえます。

■ 日常または緊急時の子どもの預かり



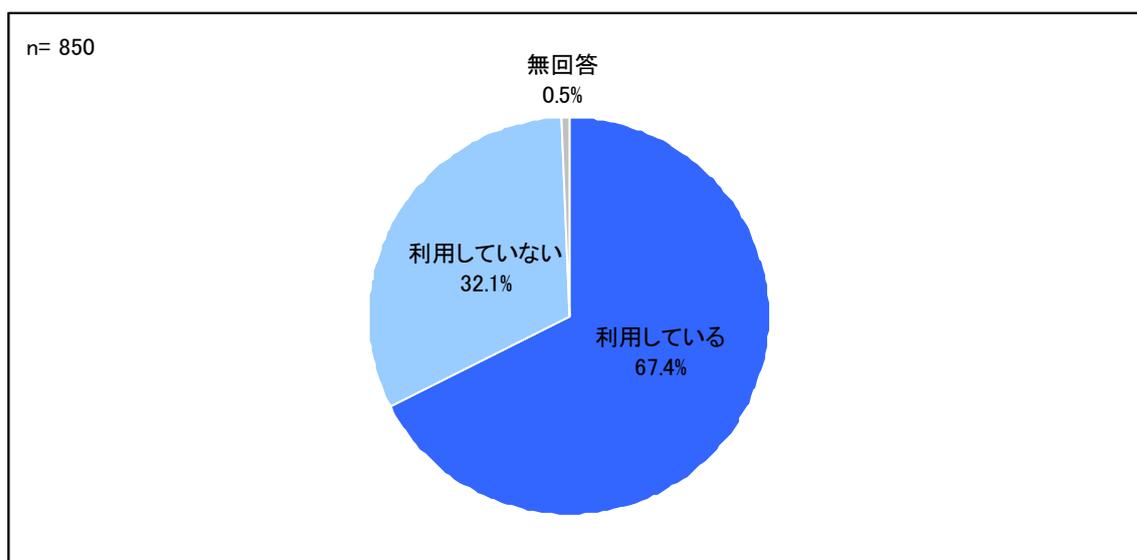
資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑰ 教育・保育サービスの利用状況

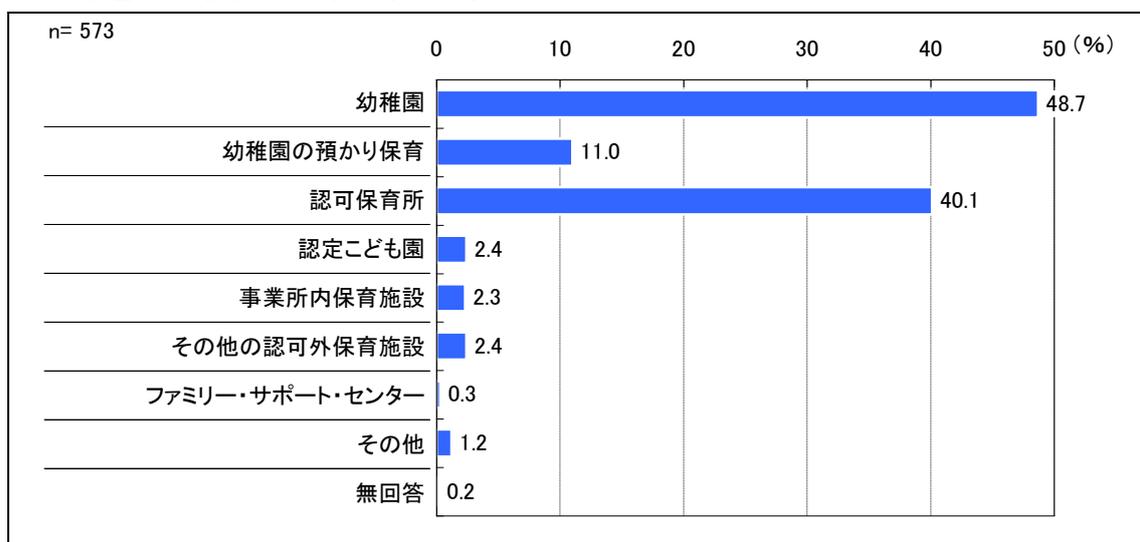
定期的な教育・保育のサービスを利用しているかについては、「利用している」が67.4%、「利用していない」が32.1%となっています。

年間を通じて定期的に利用しているサービスについては、「幼稚園（通常の就園時間だけ利用）」が最も多く48.7%、次いで「認可保育所（市が条例で定める基準に適合した施設で入所の決定を市が行っているもの）」が40.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して定期的に預かるサービス）」が11.0%などとなっています。

■教育・保育サービスの定期的な利用



■年間を通じて利用している教育・保育サービス

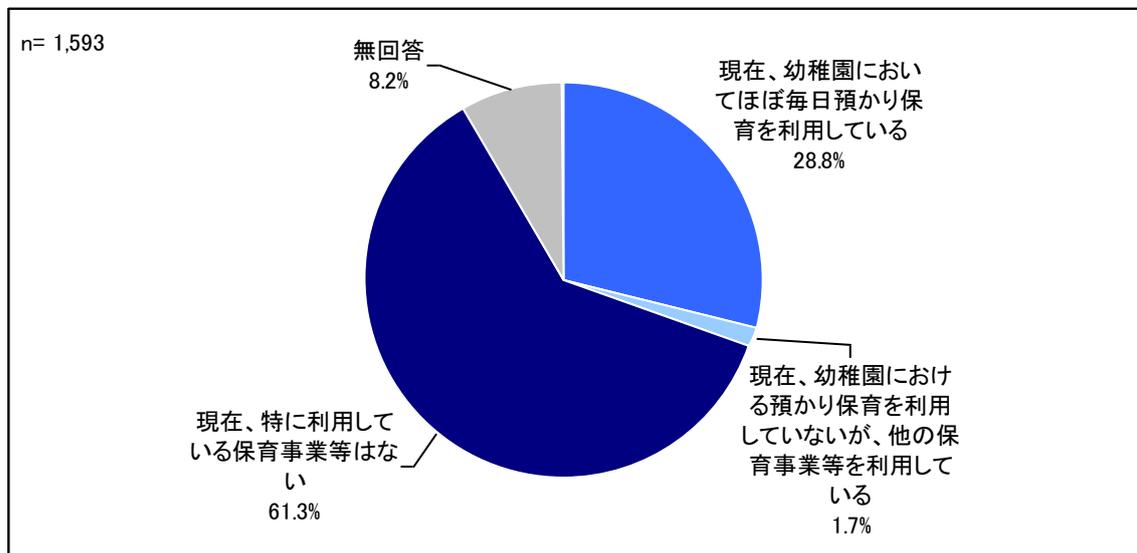


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑱ 幼稚園の預かり保育の利用状況

現在の預かり保育の利用状況について、「現在、幼稚園においてほぼ毎日預かり保育を利用している」のは28.8%と、比較的高い傾向になっています。

■幼稚園の預かり保育の利用状況

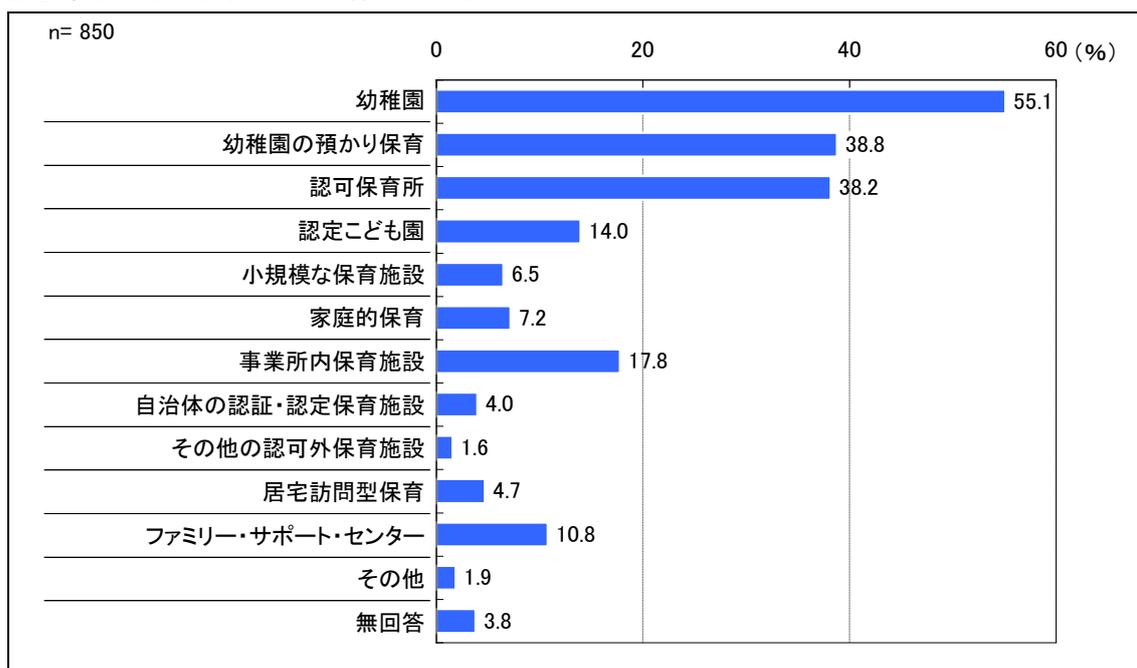


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（幼稚園保護者）

⑲ 定期的に利用したい教育・保育サービス

子どもの平日の教育・保育サービスとして、定期的に利用したいと考えるサービスについては、「幼稚園」が最も多く55.1%、次いで「幼稚園の預かり保育」が38.8%、「認可保育所」が38.2%などとなっています。

■定期的に利用したい教育・保育サービス

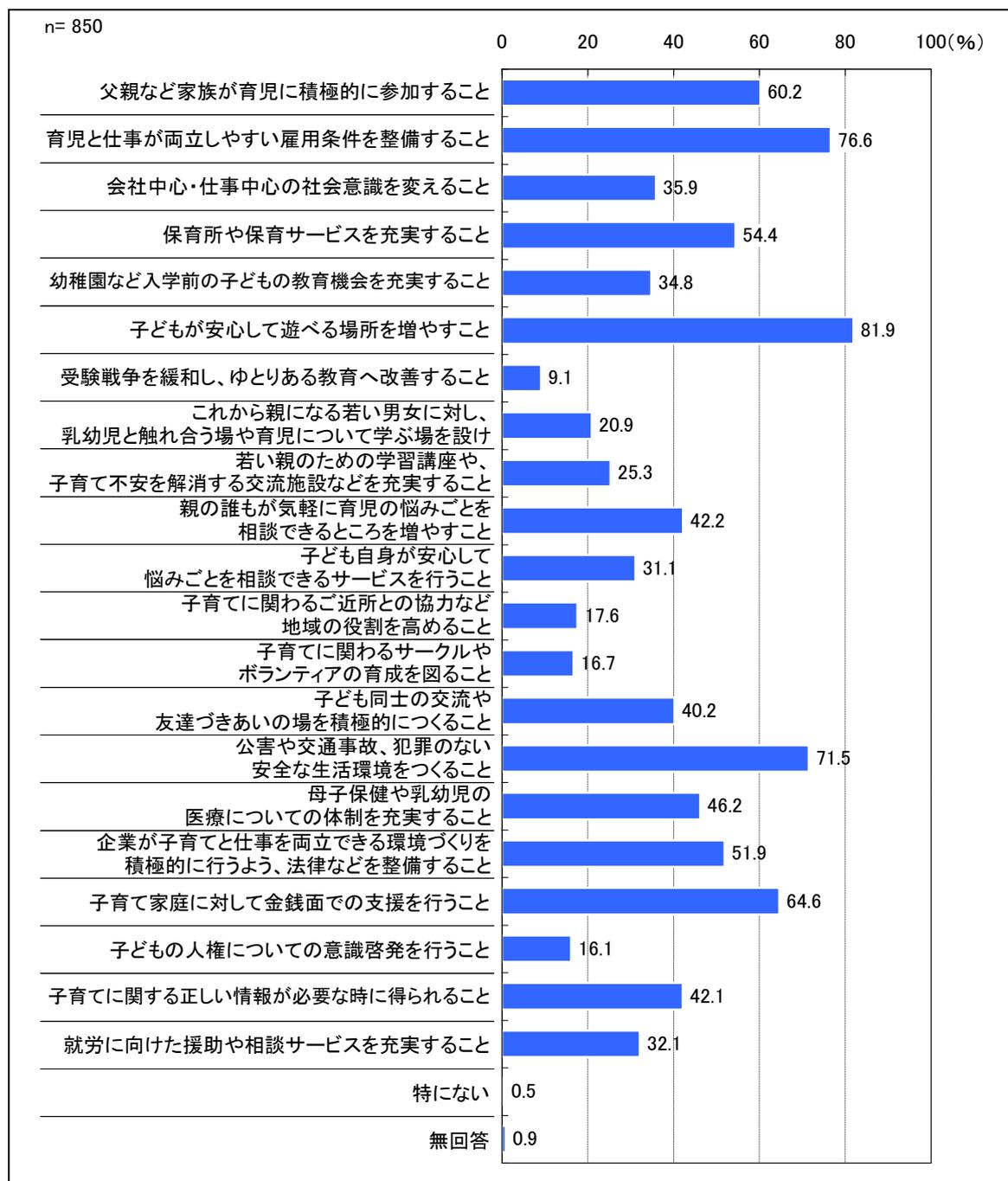


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

⑳ 子どもがすくすく育ち、安心して子育てのできる環境づくり

子どもたちがすくすく育ち、安心して子育てのできる環境をつくるために、力を入れるべきこととして希望があったのは、「子どもが安心して遊べる場所を増やすこと」が最も多く 81.9%、次いで「育児と仕事が両立しやすい雇用条件を整備すること」が 76.6%、公害や交通事故、犯罪のない安全な生活環境をつくること」が 71.5%、「子育て家庭に対して金銭面での支援を行うこと」が 64.6%、「父親など家族が育児に積極的に参加すること」が 60.2%などとなっております。これらが課題となってくるものといえます。

■子どもがすくすく育ち、安心して子育てのできる環境づくり



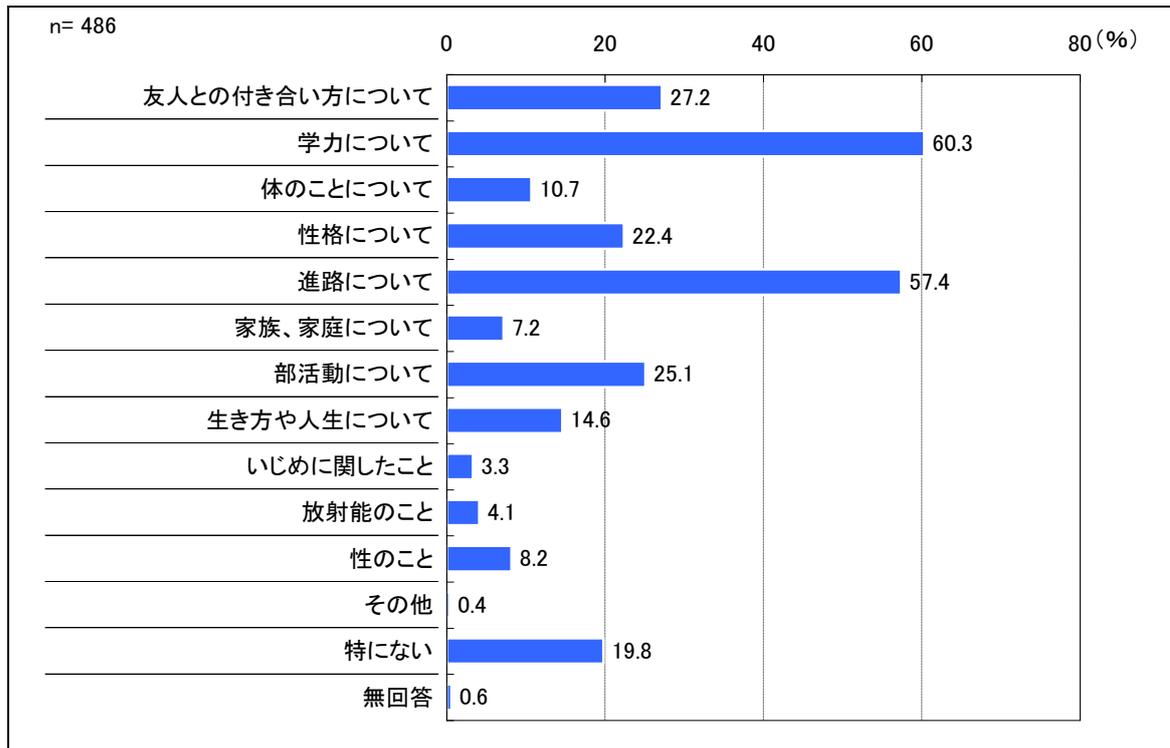
資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（就学前児童保護者）

(7) 母子の健康に関する現状と課題

① 思春期の不安や悩み

思春期の不安や悩みについては、「学力について」が最も多く 60.3%、次いで「進路について」が 57.4%、「友人との付き合い方について」が 27.2%、「部活動について」が 25.1%、「性格について」が 22.4%などとなっており、基本的には勉強について不安や悩みを持つ学生が多いといえます。

■ 思春期の不安や悩み

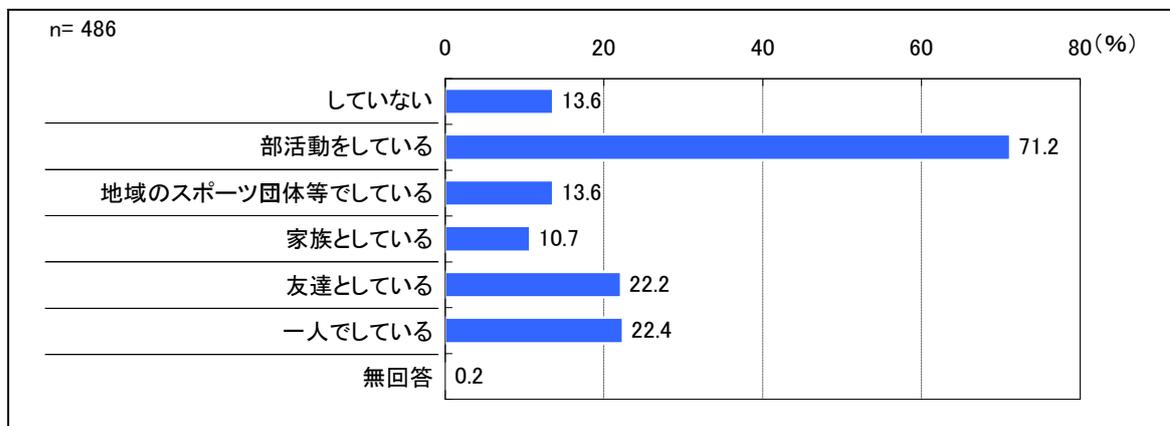


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（中学生）

② 運動の状況

学校の体育の時間以外に運動をしたり、体を積極的に動かしたりしているかについては、「部活動をしている」が最も多く 71.2%、一方で「していない」が 13.6%となっています。

■ 学校の体育の時間以外に運動をしたり、体を積極的に動かしたりしているか

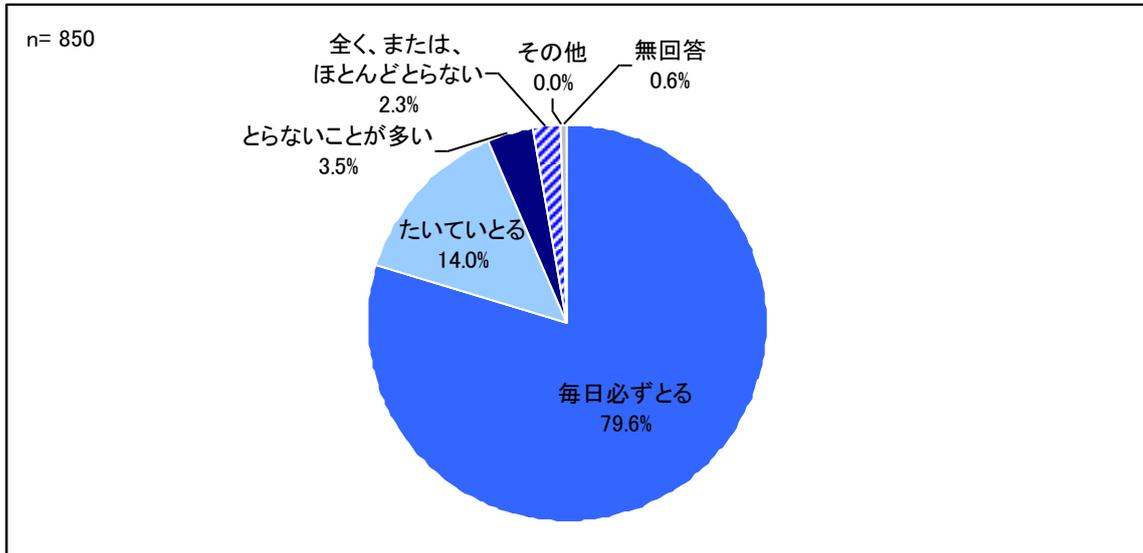


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（中学生）

③ 朝食の摂取について

学校に行く前に朝食をとるかについては、「毎日必ずとる」が79.6%、「たいていとる」が14.0%、「とらないことが多い」が3.5%、「全く、または、ほとんどとらない」が2.3%、「全く、または、ほとんどとらない」が2.3%となっています。

■朝食摂取の状況

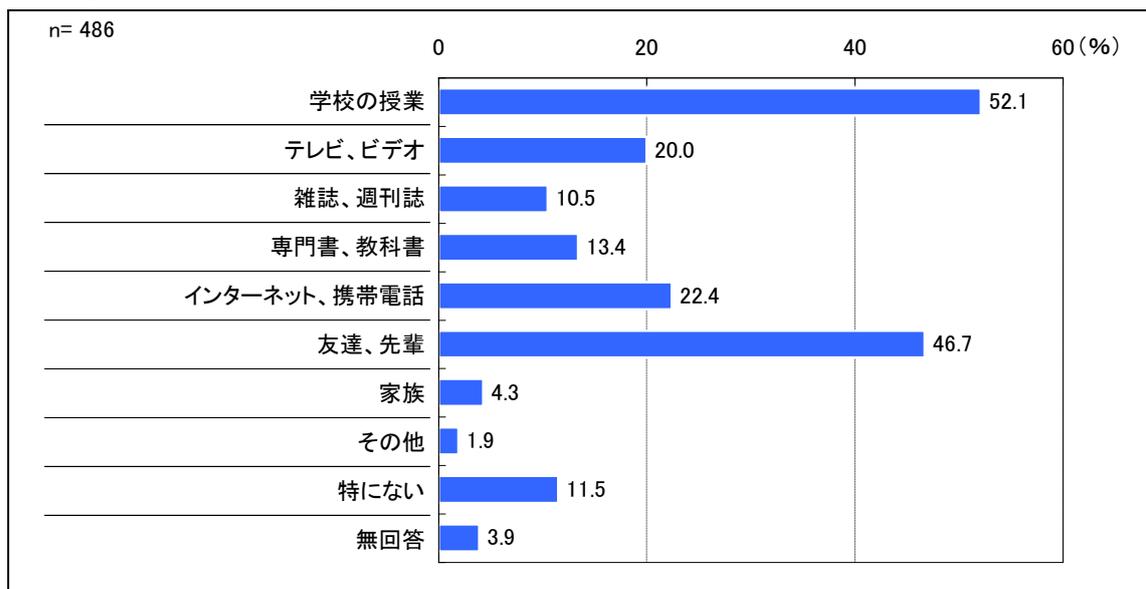


資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（中学生）

④ 「性」についての知識

「性」の知識はどこから得ているかについては、「学校の授業」が最も多く52.1%、次いで「友達、先輩」が46.7%、「インターネット、携帯電話」が22.4%、「テレビ、ビデオ」が20.0%などとなっています。

■「性」の知識はどこから得ているか



資料：「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（中学生）

(8) 新・いわき市子育て支援計画後期行動計画に位置付けた目標量設定事業の現状

本市では、総合的な子育て環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法に基づき、「新・いわき市子育て支援計画後期行動計画」（計画期間：平成22年度から平成26年度）を策定し、保育及び母子保健事業を中心に15の事業について、目標事業量を設定し推進してきました。

■目標事業量を設定した事業の主な達成状況等

事業名	平成26年度目標事業量	平成26年度見込み	平成25年度実績	
乳児保育	545人/日	利用実績及び今後の整備計画により最大入所児童数を算出。	488人/日	494人/日
延長保育事業	385人/日	利用実績及び今後の整備計画により平均利用児童数を算出。	284人/日	282人/日
一時預かり事業	13か所	利用実績から現行どおりとし、利用率の向上のためPRに努める。	10か所	10か所
休日保育事業	3か所	利用実績から3か所とし、利用率の向上のためPRに努める。	3か所	3か所
公立保育所の土曜日午後の保育	7か所	実施保育所の拡大を図る。	5か所	5か所
放課後児童健全育成事業	46か所	大規模クラブの分割等を含め、事業の拡大を推進。	44か所	42か所
病児・病後児保育	3か所	利用実績を踏まえ、既実施地区以外での事業拡大(2→3か所)を推進。	3か所	3か所
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	依頼会員が必要な時に利用できるよう、協力会員との均衡を図りながら会員拡大に努める。	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業	5か所	子育てサポートセンターや保育所・幼稚園と連携を図りながら一層の充実を図る。	5か所	4か所
プレママ・プレパパクラス(参加数)	285組 (465人)	初妊婦の参加率25%、及び日曜コースにおける夫の全員参加を目指す。	162組 (300人)	138組 (248人)
いわきっ子健やか訪問事業	出生数に対して100%	4か月に至るまでの乳児全数訪問を目指す。	96.0%	95.3%
乳幼児健康診査(受診率%)	93.6%	現在の高受診率の維持に努める。	93.9%	94.6%
生活習慣に関する健康教育事業(回数) 「食育教室」「親子歯科教室」「生活リズムの基礎づくり」	65回	乳幼児期の食育教室、歯科教室、生活習慣に関する教室の内容充実を図る。	52回	51回
乳幼児発達観察相談(開催回数)	24回	乳幼児発達観察相談に対する要望が高いため、需要に見合った回数・内容充実を図る。	18回	18回
おやこ性教育教室、性・生教育セミナー(回数)	20回	7地区年2～3回の開催を目指す。	12回	10回

2 子ども・子育てをめぐる課題（取り組むべき重点課題）

(1) 安心して妊娠・出産ができる環境の整備

日本人の平均初婚年齢は、昭和55年では、夫が27.8歳、妻が25.2歳であったのに対し、平成24年では、夫が30.8歳、妻が29.2歳と上昇傾向を続けており、晩婚化が進行しています。

また、出生したときの母親の平均年齢は、平成24年は第1子が30.3歳、第2子が32.1歳、第3子が33.3歳となっており、初めて第1子出産年齢が30歳を超えた前年に引き続き、比較的高齢での出産傾向となっています。

年齢が高くなるほど、妊娠や出産に至る確率が低下するとともに、医学的には30歳代後半から出産に伴うリスクが高くなると言われていますが、35～39歳における出生数も上昇傾向にあります。※第1子出生数全体に占めるその割合は昭和55年の1.9%から平成24年には15.9%にまで上昇。

妊娠・出産に適した時期やそれを踏まえた人生設計を考えることなど、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発がこれまで以上に求められると考えます。

本市は、全国と比べて、周産期死亡率も高い傾向にあることから、妊娠・出産に悩む方が地域で気軽に相談できるよう、不妊や不育症に関する相談支援を充実する必要があります。

また、産前・産後の心身の負担や育児不安を生じやすい時期にヘルパーを派遣し子育て家庭を支援するほか、新たに出産直後の母子への心身のケアを行う産後ケア事業等を実施していますが、これらの取り組みについては、引き続き、充実を図っていく必要があると考えます。

さらには、晩婚化等に伴い、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける方の年齢も上昇しているほか、経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費の助成申請数も増加していることから、本市においても引き続き、助成事業を実施するとともに、県の事業と連携した、不妊や不育症に関する相談にも対応に努めるほか、不妊に関する情報提供や経済的支援などについて検討していく必要があります。

なお、産科については、全国的な担い手の不足や震災の影響等もあり、本市においても以前と比べて減少していることから、今後も引き続き、産科医師の確保に努める必要があります。

(2) 就労と子育ての両立支援

近年、**就業構造**は、非正規雇用者の増加や、正社員の労働時間の高止まりなどにより、大きく変化するとともに、女性の社会参加等により、働く世帯の過半数が共働き世帯である中で、結婚や**出産**、**子育てに関する希望の実現に向けた仕事と子育ての両立のための支援や働きたい女性がその生活スタイル等に応じて多様な働き方が選択できるための支援を行うことにより**、少子化対策や労働力確保

に努めていくことが必要であり、そのための仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が求められてきました。

また、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正等により、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止や、育児休業制度をはじめとする雇用環境の整備、短時間勤務制度の義務化や、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長など、仕事と子育ての両立支援は以前よりも進んでいますが、女性の出産後の継続就業や、男性の育児休業取得・育児への関わりの促進に向けては、更なる取り組みが必要であるほか、「休業制度利用者が出ると自身の仕事に影響がある」、「休業取得期間が長いほど職場復帰後希望の職に就けない」などの意見もあることから、すべての人が仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするには、子育て家庭における育児と仕事の両立は、大きな課題となっています。

さらには、国が実施している「就労条件総合調査」によりますと、平成 25 年の 1 年間の年次有給休暇日数は、1 人あたり平均 18.5 日で、そのうち、取得した日数は 9.0 日（平均取得率が 48.8%）となっており、必ずしも十分に有給休暇が取得されている状況ではありません。

これら課題は企業の規模や業務量も様々であり、その解決には難しい面もあると考えますが、職場風土づくりなど企業努力で進められるものなどについては、より積極的な啓発などの対策が必要と考えられます。

また、保護者の就労形態などに合わせて、近年は、低年齢児の保育ニーズなど、様々な教育・保育サービスの充実が求められており、これまでも乳児保育や、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブなど、各事業の拡充を図ってきましたが、今後も、多様なニーズに対応し、仕事と子育てを支援するため、子ども・子育て支援新制度において、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援の充実を努めていく必要があると考えます。

(3) 男女共同参画の推進

本市においては、男女参画社会の実現に向け、平成 23 年 1 月から平成 28 年 3 月までを推進期間とする「第二次いわき市男女共同参画プラン」を策定し、同プランに基づき、子育て講演会の開催、市男女共同参画審議会の開催、男女共同参画講座等の開催などを通し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。

しかし、平成 25 年 11 月に行ったニーズ調査において、家事・育児のすべてにおいて妻の負担の割合が大きいという結果も出ていることから、今後、さらに、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において、男女の役割について、お互いの立場に立って見直すなど、子育てに対し、個人においては、若い世代のうちから理解を深めていくための学校教育、社会教育の充実を図るとともに、社会においては、企業など社会全体の意識の醸成に努めていく必要があると考えます。

(4) 子どもの人権尊重の推進

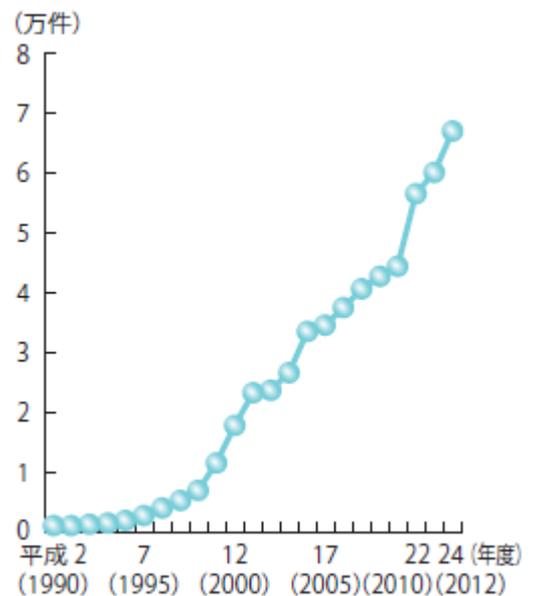
全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、増加の一途をたどり、平成24年は66,701件となっています。(※虐待の内容は、身体的虐待が35.4%と最も多く、次いで心理的虐待が33.6%、ネグレクト（育児放棄や育児怠慢）(28.9%)、性的虐待（2.2%）の順）

虐待を受けた子どもの年齢は、3歳未満が18.7%、3歳から学齢前が24.7%と、学齢前の子どもが4割以上を占めており、また、小学生が35.2%となっている。このことは虐待が早期から始まっていることを示しています。

児童虐待は、被害に遭った子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築するなど、相互に情報を共有することが必要であり、要保護児童等の適切な保護等を図るため、平成21年2月に「市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待防止の体制整備等に努めていますが、福島県浜児童相談所で受け付ける児童虐待の相談受付件数も増加傾向にあり、関係機関、地域が連携し、児童虐待の予防、早期発見など、地域で子どもを守る対策の強化が必要です。

また、児童虐待を防止するだけでなく、地域社会において子どもが権利主体として認知されるよう子どもの権利尊重に関する意識の醸成を推進する必要があると考えます。

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数



平成26年版子ども・若者白書（内閣府）より

(5) 子どもの健全育成

近年、スマートフォンの普及に象徴される情報化の進展など、大人のみならず、子どもを取り巻く生活環境・社会環境は、以前と比べて急速に変化しており、インターネットを通じた非行やいじめ、さらには、有害なサイトの利用などによるインターネット被害の増加など、子どもや青少年をめぐる問題はさらに複雑化、深刻化しています。

また、情報社会が急速に進展している中で、核家族化や少子・高齢化の進行、地域との結びつきの希薄化なども進んでいるほか、東日本大震災以降の社会不安など、社会環境も変化していることから、いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮等、これまでにないような様々な状況に直面している子どもや青少年に対して、家庭や学校における教育はもとより、社会全体による時流を捉えた

適切な支援が必要であると考えます。

子どもは成長途中で社会経験も不足しています。このために正しい知識を持っていないと、悪質なサービスなどの被害にあう恐れがあります。このため、情報リテラシーの普及についても、学校等で総合的な学習の時間などのほか、進展に合わせて、地域での見守り、支援策を検討していく必要があります。

また、子育てを社会で支えるための、地域社会との結びつきを常日頃から意識していく必要があります。公民館、学校等の社会資源及び子育てに関する活動を行う地域ボランティア、子ども会等の拠点施設等を活用した、遊びなどを通じての仲間づくりや、社会性の意識の醸成を支援していく必要があります。

このほか、心身症や不登校、引きこもり、思春期のやせ症をはじめとした思春期特有の心の問題が深刻化し、社会問題となっています。

さらに、中学生対象のニーズ調査によれば、「学力」や「進路」、「異性との付き合い方」など、思春期特有の様々なことに対し、悩み事を抱えている中学生の姿が浮き彫りとなっていることから、子どもや青少年が気軽に相談できる相談体制の充実を図っていく必要があります。

(6) 健康な子どもを育てるための支援

核家族化や少子・高齢化の進行、地域との結びつきの希薄化などにより、これまで、祖父母や近隣などの身近な存在から得ていた子育ての体験や知識を得る機会が少なくなっていることから、子育て中の親が利用しやすい形での情報発信や、身近な相談機能の充実努める必要があります。

また、親同士の交流が子育ての悩みの解消や育児不安の軽減に有効であることから、現在、市内5箇所、地域子育て支援拠点事業を実施し、子どもと保護者が気軽に交流できる場や子育てに関する相談・情報提供を行っているほか、乳幼児健康診査などの各種保健事業等を通し、様々な機会を利用した親同士の交流や、助言指導を推進するとともに、子どもの健康や子育てに関する情報の提供に取り組んでいます。

さらには、子どもの健康づくりや疾病予防等を推進するとともに、子育てについて、ニーズ調査では、約3割の親が「経済的負担が大きい」と考えていることから、引き続き、子どもの医療費の軽減など、小児医療の充実に取り組む必要があります。

(7) 乳幼児期から成人まで切れ目ない療育支援の推進

障がいの原因解明が年々進み、健康管理や保健指導等により、予防や軽減が可能となる疾患が増加しています。また、障がいの早期発見、早期治療、リハビリテーションによって、症状が軽減されたり、障がいの程度がより低くなるものもあります。

障がいの早期発見、早期治療、早期療育への取り組みは、障がいの軽減、生活

能力の向上、学校や社会的不適応の抑止、さらには社会参加の幅を広げる手段として大変重要です。

本市の障がい児等に対する療育支援については、平成15年度より子育てサポートセンターを中心に実施されており、就学後においては、各学校のクラス担任や教育委員会等による支援が行われています。

療育支援については、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が密接に連携し、各々の専門性や機能を活かすことにより、多角的、総合的な支援を可能とするものであり、乳幼児期から学童期にかけて、早期の「気づき」とその後のフォローをライフステージに応じて切れ目なく支援できるよう、これら機関のさらなる連携強化が必要であると考えます。

今後は、障がいの重度化、重複化又は多様化を踏まえ、障がいのある子ども一人ひとりについて、地域や障がい児の多様なニーズに対応する関係機関等の連携体制の構築のほか、医療的ケアが必要な在宅重症心身障がい児（者）等や発達障がい（※①）のある児童を早期に発見できる体制の確立、障害児入所施設及び児童発達支援センター（※②）について、その専門的機能の強化、併せて整備についての検討が必要であると考えます。

※① 発達障がい：発達障害者支援法によりますと、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされています。
（なお、日本精神神経学会では、2014年に病名の新たな表現を公表しており、「アスペルガー症候群」は「自閉スペクトラム症」に、「注意欠陥多動性障害（ADHD）」は「注意欠如・多動症」としています。）

※② 児童発達支援センター：児童福祉施設として定義されるもので、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設として位置づけられるもの

(8) 生きる力を育む教育の推進

国では、国際化の進展、社会の変化に対応できる能力・資質の向上等の観点から、学習指導要領も、「生きる力」（知・徳・体のバランスのとれた力）を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視するなどの見直しを行い、各種取り組みを進めています。

また、これら生きる力の醸成のためには、家庭・学校・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指すことが必要であると考えます。

このうち、家庭教育はすべての教育の出発点であり、重要な役割を果たすものであることから、家庭、学校、地域が連携し、地域全体で子どもの育ちを見守り、まずは家庭から子どもを育むことが必要であると考えます。

その上で、次世代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、基礎的・基本的な知識・技能はもとより、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組める環境の整備に努め、併せて、豊かな心をはぐくむため、学校では、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて道徳教育を推進するなど、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、ボランティアなどの地域における様々な体験活動の機会などを通して、自ら考え、他人と協調することを学ぶなど、その意識向上や、思いやりなどの精神面の教育の充実を図っていく必要があります。

また、子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要であると考えます。

さらに、いじめ少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要であると考えます。

(9) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

本市における十代の人工妊娠中絶や性感染症罹患は、県平均や全国平均を上回っています。このほか思春期における健康課題として、薬物乱用等が全国的には増加傾向にあります。

このため、本市では、学校保健と地域保健の連携、薬物乱用防止教室、学校教育における保健学習の充実、性・生教育セミナー等の様々な取り組みを実施しています。

思春期保健対策は、妊娠・出産という次世代への生命をつないでいく基礎となるものであり、保健分野・学校での発達段階に応じた性教育の実施はもとより、行政や医療機関等の関係機関、家庭を含めて課題を共有し、課題解決に向けて連携した取り組みが必要であると考えます。

(10) 地域におけるさまざまな子育て支援

地域のつながりの希薄化、身近に育児相談できる相手がいないなどの状況により、孤立化した子育て家庭においては、養育力の低下や児童虐待の要因となることから、子どもたちの健やかな成長について、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子どもを守り、育てていくことができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めていく必要があります。

特に、子育てに関わる地域団体やボランティア等と連携を図り、子育て支援活動を推進するとともに、地域の人材や資源を活用したスポーツや体験活動等を推進していく必要があると考えられます。

また、市のニーズ調査では、「子どもたちがすくすくと育ち、安心して子育て

のできる環境をつくるために、力を入れるべき」ことについて、「公害や交通事故、犯罪のない安全な生活環境をつくる」ことなどが「こどもが安心して遊べる場所を増やす」、「育児と仕事が両立しやすい雇用条件を整備する」などと並んで高いニーズになっています。

全国的にも、子どもが巻き込まれる痛ましい交通事故や犯罪が頻発しており、本市においても安心して外出できる環境、具体的には交通意識、防犯意識の普及啓発や、地域における非行防止活動等の推進及び児童・生徒等の安全確保を図るため、学校、関係機関、地域が一体となった取り組みが必要であると考えます。

(11) 子育てに配慮した生活環境の整備

子育て中の家族が外出する際には、様々な障壁があります（人目を気にせず授乳できるスペースや、ベビーベッド、おむつ替えのできる専用スペースなどが備わっていない場合など）。

また、一般財団法人こども未来財団が平成22年に行った「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」では、妊娠中・子ども連れでの外出時に感じる不安や困難は「人混みを歩いているとき」、「段差の多い歩道をベビーカーで移動するとき」などのほか、「喫茶店やレストランに入ったとき」などとなっています。

このため、赤ちゃん連れの家族が授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄ることができる施設や、レストランなどでの幼児期子どもなどで、保護者が休息しながら、見守りもできるプレイルームなど、子育て家族に配慮した生活環境づくりをさらに進めていく必要があります。

このほか、国では、平成18年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、多くの方が利用する建築物、公共交通機関及び道路や都市公園等の公共施設について、妊産婦や乳幼児連れの方にも利用しやすいように、段差の改善等による個別のバリアフリー化を図るとともに、これら施設等の一体的なバリアフリー化を推進していますが、さらなる普及には市民一人ひとりの意識づくりが重要であり、今後も啓発に努めていく必要があります。



赤ちゃんの駅 タペストリー

(12) 安心して遊べる生活環境の整備

市のニーズ調査では、「子どもたちがすくすくと育ち、安心して子育てのでき

る環境をつくるために、力を入れるべき」ことについて、「子どもが安心して遊べる場所を増やす」が最も高くなっています。

このため、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の低減や不安を払拭するため、引き続き、個人住宅などの除染の推進をはじめ、特に、教育・保育施設や公園など子どもの生活環境におけるホットスポットについても除染を実施し、子どもたちが安心して遊べる環境を確保するほか、給食の検査や、放射線内部被ばく検査などを引き続き行い、子どもの健康不安の解消を図る必要があります。また、屋外での遊びに不安を持つ保護者とその子どもたちが、安心して遊べる場については、子どもたちが天候に左右されないなどのメリットもあり、市内に3か所の屋内遊び場を整備していますが、今後も引き続き確保等に努める必要があります。

さらに、教育・保育施設の耐震化や老朽化に対応するための改修等についても、引き続き計画的に進めていく必要があります。



(仮称) 子ども元気センター (イメージ)

※ 子育て支援や児童の健全育成機能を併せ持ち、年間を通じて活動できる屋内運動施設 (P114 参照)

(13) 支援を必要とする子どもと家庭への取組み

我が国の離婚率は平成14年をピークに低下傾向にはありますが、依然高い水準にあり、離婚等を原因としたひとり親家庭も年々増加しています。

また、国の「全国母子世帯調査」(平成23年)では、離婚時点での母の平均年齢は33.0歳であり、平成18年の同調査と比べ0.9歳減少しているほか、年齢

階級別では「30～39 歳」が最も多く、「20～29 歳」がこれに次いでいますが、「20～29 歳」の構成割合が、26.6%から 30.6%に上昇するなど、離婚が低年齢化しています。

ひとり親家庭の親は、自らが生計の中心者であると同時に児童の保護者であるため、両親がいる家庭と比較すると、経済的にも精神的にも子育ての負担が大きいこと、特に、母子・父子世帯の平均年間収入を比較しても、特に母子世帯の収入が少なく、生活状況が苦しい実態が明らかになっています。

このことから、安心して子育てができるよう、経済的支援のほか就労支援や生活支援など、自立を促進するための総合的な支援が必要と考えます。

同様に、障がい児をもつ家庭においても、子育ての負担が大きいことから、療育支援に加えて保護者に対する経済的支援や相談支援を推進する必要があるとともに、支援を必要とする子どもが容易に医療サービスを受けられるよう医療費の軽減等についても推進する必要があります。

また、東日本大震災の影響等により、市内に避難してきている避難児童、保護者や、市外に避難している避難児童や保護者への支援も進めていく必要があるほか、市内に定住している外国人の子どもや保護者にとっても、言葉や文化が異なる社会の中で、子育てしやすい環境が図られるよう配慮する必要があると考えます。

※子どもの貧困対策の推進に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する大綱の制定に伴う対応

国では、貧困の状況にある子どもの健全育成に係る環境の整備や、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成 26 年 8 月には基本的な方針や、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援に関する事項等を盛り込んだ「大綱」を定めたところです。

この法律は、都道府県において、子どもの貧困対策について計画を定める努力義務が規定されており、この計画は、本市の子ども・子育て支援事業計画においても取り入れることとなっている「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画とも調和を図るものとなっています。

しかし、貧困を軸とした重点施策が様々な分野において、多岐に渡っている中で、その役割等が不明確な状況にあることから、今後は国県の動向を見極めながら、適切に対応する必要があると考えます。

(14) 子育て支援に関わる人材の創出と育成

全国的に保育士や放課後児童クラブの支援員の不足が深刻化しています。

本市においても、子ども・子育て環境の充実と、子ども・子育て支援新制度の

安定的な運営を図っていくため、必要な人材の確保に努める必要があります。

具体的には、保育士の賃金の引上げや、市内の潜在保育士の掘り起しを進め、保育所等への現場復帰に向けた支援を行う事業に取り組むこととしています。

また、特に、子ども・子育て支援新制度においては、小規模保育事業など、多様なサービス形態が認められることから、こうした人材の発掘と併せ、サービス提供に必要な質の向上にも取り組む必要があります。

今後も、多様化する教育・保育ニーズへの対応、放課後児童クラブの充実等に向けて、子育て支援に関わる人材の創出と育成に取り組んでいくことが必要と考えます。